



神奈川県連合町内会自治会連絡協議会 (5月定例会)



日時：令和7年5月16日（金）午後1時30分から

1 岐部会長あいさつ

2 鈴木区長あいさつ

3 警察・消防 定例報告

- (1) 刑法犯認知状況について (神奈川警察署生活安全課)
- (2) 交通事故発生状況について (神奈川警察署交通課)
- (3) 火災・救急等の状況について (神奈川消防署)

4 議題

- (1) 地震火災対策に係る新規・拡充した支援メニューのお知らせ及び重点対策地域の自治会・町内会やお住まいの皆様への周知・啓発の取組について 【情報提供】(都市整備局防災まちづくり推進課)
- (2) 感震ブレーカー等設置推進事業のご案内について 【情報提供】(総務局地域防災課)
- (3) 令和7年度家具転倒防止対策助成事業のご案内について 【情報提供】(総務局地域防災課)
- (4) よこはまテレビ・プッシュについて 【掲出依頼】(総務局緊急対策課)
- (5) 令和7年度神奈川区家庭防災員研修受講者の募集について 【情報提供】(神奈川消防署総務・予防課)

- (6) 令和7年度初期消火器具整備費補助事業について
【事業説明】(神奈川県消防署総務・予防課)
- (7) 神奈川土木事務所管内の工事予定について
【情報提供】(神奈川土木事務所)
- (8) 令和7年度一斉改選に伴う民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦及び増員・減員、事務説明会について
【情報提供】(福祉保健課)
- (9) 令和7年度神奈川区防災アドバイザー講演会について
【情報提供】(総務課)
- (10) 「令和7年度神奈川区運営方針」の策定について
【情報提供】(区政推進課)
- (11) 官民連携による空家化予防を目的とした協定について
【情報提供】(区政推進課)
- (12) デジタルプラットフォームを活用した意見募集の実施について
【情報提供】(区政推進課)
- (13) 「区民のつどい」の開催について
【情報提供】(神奈川区民協議会事務局)
- (14) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について
【情報提供】(地域振興課)
- (15) 「自治会町内会アンケート」へのご協力に関する再度のお願い
【協力依頼】(地域振興課)
- (16) 鋼管ポール防犯灯の全数点検について
【情報提供】(地域振興課)

(17) 消費生活情報「よこはま暮らしナビ」について

【掲出依頼】（地域振興課）

※(2)・(3)・(4)・(8)・(12)・(14)・(15)・(16)は市連会からの議題です。

《 6月定例スケジュール》

（地域振興課）

・ 6月区連定例会の開催について

◇日 時：令和7年6月18日（水）午後1時30分～

◇場 所：神奈川区役所 本館5階大会議室

・ 6月の配送便（白袋）について

6月の配送便は6月25日（水）までに送付予定です。

1 地震火災対策に係る新規・拡充した支援メニューのお知らせ及び重点対策地域の自治会・町内会やお住まいの皆様への周知・啓発の取組について

情報提供

地震火災対策に関する支援メニューを新規・拡充したのでお知らせします。

また、地震火災の危険性の特に高い重点対策地域において、自治会・町内会やお住まいの皆様へ、地震火災リスクや支援メニューを知っていただくための、周知・啓発の取組についてお知らせします。

つきましては、5月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

【概要】

- ・新規・拡充した支援メニューの紹介
- ・重点対策地域の各世帯（市内約11万世帯）に、「個人・家庭向け」の支援メニュー一覧リーフレットを配布します。
- ・自治会・町内会等が行う防災施設の整備費に対する補助について、重点対策地域・対策地域のみであった補助対象地域を全市に拡大しました。
- ・6月から11月にかけて重点対策地域の各単位会の会長や定例会に訪問等させていただき、支援メニューや地震火災リスク等についてご説明します。

【依頼事項】

- ・配布資料（支援メニュー一覧等）について、定例会等で周知をお願いします。
- ・重点対策地域内においては、6月から11月末にかけて、防災まちづくり推進課職員から訪問の可否についてご連絡をさせていただきますので、ご対応をお願いいたします。

【問合せ先】

都市整備局 防災まちづくり推進課

担当：大野・瓦谷

電話：671-3595

FAX：663-5225

2 感震ブレーカー等設置推進事業のご案内について

情報提供

大地震時の通電火災対策として、揺れを感知すると電気供給を自動的に遮断する「感震ブレーカー」の補助制度が、令和7年6月1日より受付を開始します。地震火災対策として延焼火災の危険性が高い重点対策地域では、器具代を全額補助します。それ以外の地域は1/2補助、上限2,000円補助します。また、取付支援を全市へと拡大します。

つきましては、5月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

【問合せ先】

総務局 地域防災課 担当：海野・山羽 電話：671-3456 FAX：641-1677

3 令和7年度家具転倒防止対策助成事業のご案内について

情報提供

地震時の家具転倒から身を守るために家具転倒防止器具の取り付けを無償で代行します（取付員を派遣します）。

また、今年度より、器具代を重点対策地域で全額補助、その他地域で一部補助します。

つきましては、5月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

【問合せ先】

総務局 地域防災課 担当：海野・寒河江 電話：671-3456 FAX：641-1677

4 よこはまテレビ・プッシュについて

掲出依頼

横浜市では昨年度からテレビを使った情報伝達サービスに対して補助金を交付する事業を開始し、今年度も継続して補助を実施します。

つきましては、5月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料をお送りしますので、可能な範囲で掲示板への掲出いただき、災害時の情報取得に不安を感じていらっしゃる方へ、補助制度が周知されるよう情報提供をお願いします。

【問合せ先】

総務局 緊急対策課 担当：中尾・山口 電話：641-2143 FAX：641-1677

5 令和7年度神奈川区家庭防災員研修受講者の募集について

情報提供

家庭防災員研修の御案内をさせていただきますので、自治会町内会での周知をお願いいたします。

つきましては、5月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

◇研修実施期間・実施回数

令和7年8月4日(月)から10月22日(水)までに9回実施

◇研修概要

救命処置、防火地震風水害体験等の実技を含む集合研修

◇募集期間

参加予定日の2週間前まで

【自治会・町内会からの推薦】

御推薦いただける場合は、「家庭防災員研修受講者推薦書」を同封の返信用封筒にて消防署に御郵送ください。

※昨年同様に受講者の申込書も同封いただいてもかまいません。

【問合せ先】

神奈川消防署 総務・予防課 担当：飯島・吉原

電話：316-0119 FAX：316-0119

6 令和7年度初期消火器具整備費補助事業について

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用の一部を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

つきましては、5月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

各自治会・町内会で申請を行う場合は、神奈川消防署にご相談の上、申請書類を作成し、9月30日（火）までに申請を行ってください。

◇事業期間：令和7年9月30日（火）まで

【問合せ先】

神奈川消防署 総務・予防課 担当：飯島・吉原

電話：316-0119 FAX：316-0119

7 神奈川土木事務所管内の工事予定について

今年度の神奈川土木事務所による区内の主な工事予定をお知らせします。

工事請負事業者や工事時期が決定しましたら、関係する自治会町内会長様に土木事務所よりご連絡いたします。工事期間中は地域の皆様にご迷惑をお掛けいたしますが、何卒、ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

つきましては、5月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

【概要】

- ・道路修繕工事 : 7 工事 (12 か所)
- ・施設整備工事 : 3 工事 (3 か所)
- ・橋梁・歩道橋修繕工事 : 3 工事 (3 か所)
- ・下水道関係工事 : 8 工事 (18 か所)
- ・河川工事 : 3 工事 (3 か所)
- ・公園再整備工事 : 1 工事 (1 か所)
- ・公園施設改良工事 : 2 工事 (15 か所)

【問合せ先】

神奈川土木事務所 担当：川崎・岩峪・志村

電話：491-3363 FAX：491-7205

8 令和7年度一斉改選に伴う民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦及び増員・減員、事務説明会について

情報提供

令和7年12月1日を委嘱日として、民生委員・児童委員及び主任児童委員の任期満了に伴う一斉改選を行います。

各地区推薦準備会及び連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦していただきますよう、各自治会町内会長の皆様のご協力をお願いいたします。

つきましては、福祉保健課から各推薦書類及び説明会のご案内は、5月中旬～下旬に自治会町内会長へ郵送します。

【依頼事項】

- ・推薦準備会の開催 (今回から再任の推薦は準備会の省略可。詳細別紙)
- ・民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦
- ・推薦書類の作成

【推薦書類の提出期限】

- (1) 第一次締切り 7月4日(金)
- (2) 第二次締切り 8月1日(金)

【書類提出方法及び提出先】

提出方法：郵送または来庁にて、ご提出をお願いします。

提出先：〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8

神奈川区役所福祉保健課運営企画係

【一斉改選事務説明会について】

◇開催日（両日とも同内容、1時間程度予定）

- ① 6月6日(金) 18時半～ 区役所本館B1階機能訓練室
- ② 6月7日(土) 10時～ 区役所本館B1階機能訓練室

【増員・減員について】

◇2月の議題でもご案内させていただきましたが、民生委員の増員・減員をお考えの場合、地区民児協とご相談の上、6月4日(水)までに福祉保健課までご連絡ください。

※民生委員は200世帯から440世帯で1人配置が基準です。

【問合せ先】

福祉保健課 運営企画係 担当：黒米・氏家・小山

電話：411-7132 FAX：316-7877

9 令和7年度神奈川区防災アドバイザー講演会について

情報提供

神奈川区民の防災力向上を図るため、建築士を講師として派遣し、自治会町内会等に対して防災・減災の取組についての講演を実施します。

つきましては、5月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたしますので各自治会館、町内会館等の施設での講演会について、ご検討ください。

【概要】

- 内 容 自宅の耐震化、家具の転倒防止等について、
自治会町内会館等で講演会を実施します。
- 対 象 神奈川区内の自治会町内会等
※先着10団体となります。
- 期 間 令和7年6月1日（日）～令和8年1月31日（土）まで
- 申込方法 横浜市電子申請システムのほか、電話、窓口等
（電話等での申込は平日8時45分～17時00分のみ受付）
- 申込先 別添資料の二次元コード（横浜市電子申請システム）よりお申し込みください。電話等でお申込の場合は【問合せ先】よりお申し込みください。

【問合せ先】

総務課 防災担当担当：奥田・杉田 電話：411-7008 FAX：324-5904

10 「令和7年度神奈川区運営方針」の策定について

情報提供

神奈川区の令和7年度の目標や組織運営の方向性等を明確化し、組織一丸となって目標達成に向けて取り組むことを目的に「令和7年度神奈川区運営方針」を策定しました。

各地区へは、各地区担当課長から定例会等の場で説明させていただきますので、御協力よろしくお願いいたします。

※資料提供は連長までです。

【問合せ先】

区政推進課 企画調整係 担当：藤澤・永田 電話：411-7027 FAX：314-8890

11 官民連携による空家化予防を目的とした協定について

情報提供

神奈川県区政推進課とスタートライン株式会社は、「片倉・神大寺地区」で空家化を予防するための取組みをモデル的に行う協定を締結し、令和6年度に試行してきました。この度、対象範囲を神奈川県全域へと拡大して協定を締結し直しました。

今後、協定に基づき区内各地域でスタートライン株式会社が活動しますのでご承知おきください。

つきましては、5月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

また、今後、区役所から区連会を通じて地域の掲示板への空家化予防のポスターの掲示等をお願いすることがありますので、その際にご協力をよろしくお願いいたします。

【問合せ先】

区政推進課 まちづくり調整担当：近藤・吉村 電話：411-7028 FAX：314-8890

12 デジタルプラットフォームを活用した意見募集の実施について

情報提供

今後の政策づくりに活かすため、インターネットを活用した区民意見募集を実施します。

神奈川県では、「こんなまちになったらいいな」、「こんなことができたらいいな」というようなことをオンライン上のデジタルプラットフォーム「Surfvote」で受付しています。神奈川県ではサブテーマとして、「どんな区制100周年を迎えたいか」、そして次の100年に向けて、「未来の神奈川県がこんなまちになったらいいな」といった意見の募集を行います。ぜひ地域のみなさまにもご共有をお願いいたします。

つきましては、5月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

◇事業期間：令和7年6月11日（水）（午前10時から）～7月10日（木）

【問合せ先】

区政推進課 広報相談係 担当：大塚・相馬・宮城

電話：411-7021 FAX：314-8890

13 「区民のつどい」の開催について

情報提供

区民協議会による区民のつどいを開催します。第21期の各部会の部会活動を発表とこれまでの区民協議会の50年間の活動の振り返りを行います。各自治会町内会の皆さまにおかれましては、例年どおりお誘い合わせのうえ、ご参加ください。

つきましては、5月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料をお送りいたします。

【実施概要】

日時 令和7年6月28日（土）13：00～15：30まで（開場 12：30）

場所 神奈川公会堂

参加方法 参加票をご記入のうえ、当日直接会場にお越しください

※一時保育が必要な方は、5月30日（金）までに、手話通訳・配慮が必要な方は、6月12日（木）までに事務局にご連絡ください。

【依頼事項】

「区民のつどい」の参加について

【配布部数】

依頼文、「区民のつどい」チラシ、「区民のつどい」参加票（ご案内）各10部

【問合せ先】

神奈川県民協議会事務局（区政推進課 広報相談係） 担当：大塚・宮城

電話：411-7021 FAX：314-8890

14 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について

情報提供

4月1日から申請受付を開始した「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」の案内チラシが完成しましたので、5月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。引き続き、補助金の活用について御検討ください。

【問合せ先】

市民局 地域活動推進課 担当：佐藤・高橋・笹尾

電話：671-2317 FAX：664-0734

15 「自治会町内会アンケート」へのご協力に関する再度の お願い

協力依頼

3月の市連会・区連会を通じて、自治会町内会アンケートへのご協力をお願いしたところですが、回答率が伸び悩んでいます。回答期限を、6月6日（金）まで延長いたしましたので、まだご回答いただいていない自治会町内会長の皆様におかれましては、何卒ご回答にご協力くださいますようお願い申し上げます。

【問合せ先】

市民局 地域活動推進課 担当：佐藤・笹尾

電話：671-2317 FAX：664-0734

16 鋼管ポール防犯灯の全数点検について

情報提供

令和7年度に市所管の鋼管ポール防犯灯約2万灯の全数点検調査を行います。点検に際して、作業者が私有地へ立ち入ることもあるため、着用する腕章のデザイン等、作業者特徴の周知を行います。また、点検調査により既設ポールに著しく劣化が見られた場合、安全を考慮し撤去を行うこと及び撤去後の対応についても周知を行います。

つきましては、5月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

【問合せ先】

市民局 地域防犯支援課 担当：石橋・伊藤 電話：671-3709 FAX：664-0734

17 消費生活情報「よこはまぐらしナビ」について

掲出依頼

横浜市消費生活総合センターにおいて毎月作成している、最近の消費者被害等の事例をわかりやすくお伝えするチラシ「よこはまぐらしナビ」6・7月号を5月の配送便にてお送りいたしますので、可能な範囲で掲示板への掲出をお願いいたします。

【問合せ先】

経済局 消費経済課 担当：小山・中川 電話：671-2584

Eメール：ke-syohiseikatsu@city.yokohama.lg.jp

地震火災対策に係る新規・拡充した支援メニューのお知らせ及び
重点対策地域の自治会・町内会やお住まいの皆様への周知・啓発の取組について【情報提供】

趣旨

本市では、令和 6 年能登半島地震の状況などを踏まえ、令和 7 年 3 月に「横浜市地震防災戦略」を刷新し、併せて、大地震時の延焼火災の被害を低減する地震火災対策に関する支援メニューについても、新規・拡充を行いましたのでお知らせします。

また、地震火災の危険性の特に高い重点対策地域（【参考】参照）においては、自治会・町内会やお住まいの皆様へ、地震火災リスクや今回拡充した支援メニューを知っていただくため、周知・啓発の取組を実施します。

1 新規・拡充した地震火災対策の支援メニューについて

- ・別紙 1 「地震火災対策の支援メニュー一覧」（赤字部分が令和 7 年度新規・拡充）

2 重点対策地域内にお住まいの皆様へ「個人・家庭向け」支援メニュー一覧の配布

重点対策地域にお住まいの各世帯（市内約 11 万世帯）の皆様に対して、「個人・家庭向け」の地震火災対策支援メニュー一覧リーフレットを配布し、制度の周知を行います。

- ・別紙 2 「個人・家庭向け」の地震火災対策支援メニュー一覧リーフレット

3 自治会・町内会向け「身近なまちの防災施設整備事業補助」の拡充のお知らせ

自治会・町内会等が行う防災施設（避難経路、防災広場、防災設備）の整備費に対する補助について、重点対策地域・対策地域のみであった補助対象地域を全市に拡大しましたのでお知らせいたします。

- ・別紙 3 「身近なまちの防災施設整備事業補助」（自治会・町内会向け）

4 重点対策地域を含む各単位会への本市職員の訪問について

今年 6 月から 11 月末にかけて、事前に訪問の可否を確認の上、本市職員（都市整備局防災まちづくり推進課）が各単位会の会長や定例会に訪問等をさせていただき、地震火災対策の支援メニューや地震火災リスク等についてご説明します。

また、地震火災対策に関心があり、対策を行いたい自治会・町内会については、ご意向や状況に応じて、防災まちづくりの専門家の派遣や防災マップの作成支援、地域の防災設備の整備など、様々なメニューにより支援を行ってまいります。

5. お願いしたいこと

【地区連長】本市職員が周知・啓発のため、重点対策地域を含む各単位会へ個別に訪問を行います。所属する各単位会に本市から訪問する前に、事前にご連絡いたします。

【単位会長】単位会長あてに資料を送付します。

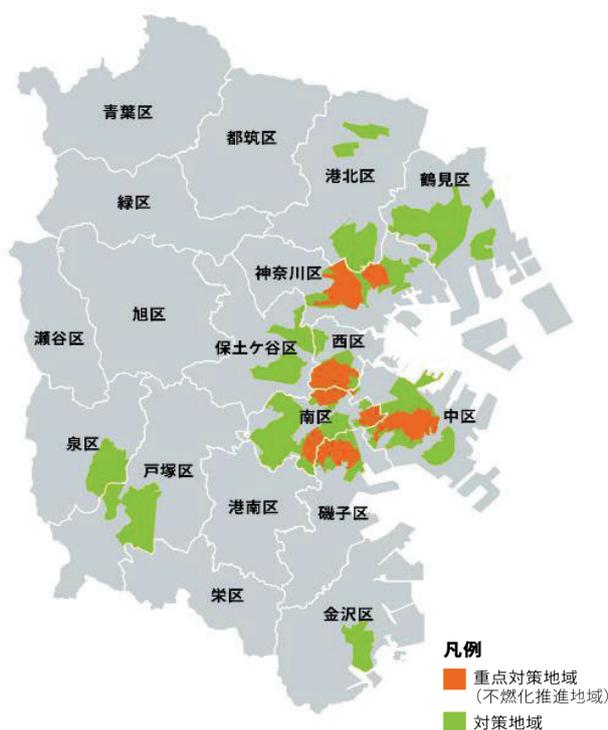
重点対策地域内においては、6 月から 11 月末にかけて、本市職員から訪問の可否についてご連絡をさせていただきますので、ご対応をお願いいたします。

【参考】重点対策地域・対策地域について

平成24年の地震被害想定に基づき、地震時の延焼火災により焼失する建物被害が集中する地域として、対策を進めています。

その中でも、特に延焼危険性の高い地域を重点対策地域として、延焼危険性が高い地域を対策地域として指定し、建築物の防火規制や除却・建替えへの補助など、重点的に地震火災対策の取組を実施しています。

重点対策地域、対策地域の区域図



(神奈川区) 重点対策地域・対策地域を含む町丁目

重点対策地域：● 対策地域：■ を含むもの			
旭ヶ丘	●	白幡向町	●
入江二丁目	■	立町	■
浦島丘	●	中丸	●
浦島町	■	七島町	■
大口通	■	西大口	●
大口仲町	■	西神奈川二丁目	■
神之木台	■	西神奈川三丁目	●
神大寺一丁目	●	二本榎	●
神大寺四丁目	●	白楽	●
栗田谷	●	平川町	●
子安通1丁目	■	広台太田町	●
斎藤分町	●	松本町1丁目～4丁目	●
白幡上町	●	松本町5丁目	■
白幡町	■	三ツ沢上町	●
白幡仲町	●	三ツ沢下町	●
白幡西町	●	三ツ沢中町	●
白幡東町	●	六角橋一丁目	■
白幡南町	●	六角橋二丁目～六丁目	●

「地震火災対策」の市ウェブサイト

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/bosai/jishinkasai/>



都市整備局防災まちづくり推進課

担 当 大野、瓦谷

電 話 671-3595

F A X 663-5225

電子メール tb-bousai@city.yokohama.lg.jp

地震火災対策の 支援メニュー一覧

いざという時に備えて、地震火災の対策しませんか？

自治会・町内会など地域団体向け

赤字下線部は令和7年度から新規・拡充した支援メニュー

各支援メニューの詳細はこちら(リンク集)



重点対策地域・対策地域とは？

平成24年の地震被害想定に基づき、地震時の延焼火災により焼失する建物被害が集中する地域として、対策を進めています。

その中でも、特に延焼危険性の高い地域を重点対策地域として指定し、建築物の防火規制や除却・建替えへの補助など、重点的に地震火災対策の取組を実施しています。

【重点対策地域】
神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の各一部

【対策地域】
鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、港北区、戸塚区、泉区の各一部



詳細はこちらをご覧ください

別紙1



お悩み事	支援メニュー概要 ※各種制度は別途要件がありますので、詳細はWebサイト又は問合せ先にご確認ください。			お問い合わせ先 市外局番は 045 です。
	重点対策地域	対策地域	その他の地域	
防災まちづくりの活動を行いたい	地震火災リスクや避難ルートを知りたい	検討に必要なまちづくりの専門家の派遣、活動費用の一部を補助		都市整備局防災まちづくり推進課 ☎ 671-3595
	地域の防災施設や整備計画を検討したい			
	地域の防災活動の費用を支援してほしい	【町の防災組織活動費補助金】 町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用を、各団体の申請世帯数等に応じて支給します。(1世帯160円)		
防災設備を整えたい	初期消火器具(スタンドパイプ等)を設置したい	<p>【初期消火器具整備費補助金】 初期消火器具設置費用の一部を補助します。</p> <p><新規設置> 上限額 27万円 補助率 9/10</p>	<p><新規設置又は更新設置> 上限額 20万円 補助率 2/3</p>	お住いの区の消防署 <重点対策地域のある5区は、以下のお問合せ先へ> 神奈川消防署 ☎316-0119 西消防署 ☎313-0119 中消防署 ☎251-0119 南消防署 ☎253-0119 磯子消防署 ☎753-0119
	防災倉庫や避難案内看板等を設置したい	<p>【身近なまちの防災施設整備事業補助】 自治会・町内会等が整備する防災広場、避難経路、防災施設の整備費用を補助</p> <p>上限額 50万円 補助率 9/10</p>	<p>上限額 25万円 補助率 1/2</p>	
地震火災の燃え広がりを防ぎたい	私有地をまちの防災広場として整備したい	<p>上限額 150万円 補助率 10/10</p>	<p>上限額 150万円 補助率 9/10</p>	都市整備局防災まちづくり推進課 ☎ 671-3595
発災時スムーズに避難できるようにしたい	避難用の扉や手すり等を整備したい	<p>上限額 1. 行き止まり改善 30万円 2. 中心杭等の設置 50万円 3. 手すり等の安全対策 50万円 補助率 9/10</p>	<p>上限額 1. 15万円 2. 25万円 3. 25万円 補助率 1/2</p>	
	地域でまとまって狭い道路を拡幅したい	【狭あい道路拡幅整備事業(路線型)】 「まちづくりコーディネータ」を派遣し、「整備促進路線」に指定された道路の拡幅に向けた話し合いや、地権者の合意形成をサポートします。		建築局建築防災課(狭あい道路担当) ☎ 671-4544
		話し合いの内容に沿って、市が後退用地の測量・整備(主な整備内容: 塀等の除去、移設、道路の舗装等)		

個人・家庭向け

赤字下線部は令和7年度から新規・拡充した支援メニュー

※1 対策地域のうち、防災まちづくり計画策定地区に限る
 ※2 昭和56年5月以前に建築されたもの

※3 昭和56年6月～平成12年5月末に建築されたもの
 ※4 過去2年間、世帯員全員の住民税が非課税である世帯

お悩み事

支援メニュー概要

※各種制度は別途要件がありますので、詳細はWebサイト又は問合せ先にご確認ください。

重点対策地域

対策地域

その他の地域

お問合せ先
市外局番 045です。

部分的に改修し
延焼火災から
命を守りたい



【建築物開口部不燃化等改修事業補助】⇒「お問合せ先」①
防火性能・断熱性能の高い窓等への改修費用を補助します。(上限100万円/棟、複数回に分けて申請可)

上限額100万円
補助率3/4

※1の地域
上限額100万円
補助率2/3

燃えにくい
建築物を
建築したい



【建築物不燃化推進事業補助】⇒「お問合せ先」①
解体や耐火性の高い建物への新築工事費用をそれぞれ
上限150万円(最大300万円)まで補助します。

上限額150万円
補助率 3/4

※1の地域
上限額150万円
補助率 2/3

老朽建築物
の解体したい



【住宅除却補助】⇒「お問合せ先」②
左記以外の地域で木造住宅の解体費用を補助します。

上限額150万円
補助率 3/4

※1の地域
上限額150万円
補助率 2/3

旧耐震基準(※2): 上限50万円
新耐震基準(※3): 一般世帯 上限20万円
非課税世帯(※4) 上限40万円

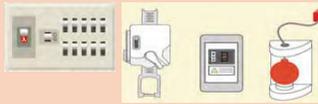
木造住宅
(平成12年5月末
以前に建築)
を耐震改修したい



【木造住宅耐震改修促進事業】⇒「お問合せ先」②
平成12年5月以前に建築され、耐震性の無い木造住宅の改修工事費用の一部を補助します。

一般世帯 : 上限115万円
非課税世帯(※4) : 上限155万円

感震ブレー
カーを
取り付けたい

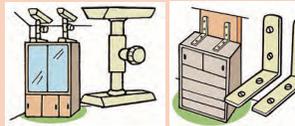


【感震ブレーカーの設置・取付支援】
「簡易タイプ」の購入費を全額又は一部補助し、自宅へ送付。高齢者・障害者等のみの世帯は取付支援します。

器具代全額補助

器具代上限額2,000円/個
補助率 1/2

家具転倒
防止器具を
取り付けたい



【家具転倒防災器具の取付支援】
高齢者・障害者等のみで構成される世帯へ、購入費の全額又は一部を補助し、機器の取付支援をします。

設置費全額補助

器具代上限額2,000円/個
補助率 1/2

危険なブロ
ック塀を
改善したい



【ブロック塀等改善事業】
道路等に面するブロック塀等について、①除却工事、及び②除却工事と併せて行う軽量フェンス等の新設工事費用を補助します。

上限額 ①②併せて最大50万円

自宅前の
狭い道路
を拡幅したい



【狭あい道路拡幅整備事業(一般型)】
「整備促進路線」に指定された道路の拡幅工事費の補助や市による舗装を実施します。

補助対象(上限単価あり)→拡幅部分の舗装費、拡幅部分にある支障物の撤去費

建物の安全性を
確認したい

【木造住宅安全相談事業】⇒お問合せ先①
耐火・耐震性等の確認のため、専門家を無料派遣
(重点対策地域及び※1の地域)

【木造住宅耐震診断士派遣】⇒お問合せ先②
耐震性能等の確認のため、専門家を無料派遣
(左記以外の地域)

①都市整備局防災まちづくり推進課
☎ 671-3595
②建築局建築防災課
(耐震事業担当)
☎ 671-2943

船山株式会社
☎ 0120-993-918
総務局地域防災課
☎ 671-3456

株式会社アイリスプラザ
ユニティ江江店
☎ 03-5438-5511
総務局地域防災課
☎ 671-3456

建築局建築防災課
(事務担当)
☎ 671-2930

(狭あい道路担当)
☎ 671-4544

①都市整備局防災まちづくり推進課
☎ 671-3595
②建築局建築防災課(耐震事業担当)
☎ 671-2943

地震火災で危険なところのイメージ

住宅が密集している

燃え広がりやすい



道が狭い 傾斜地

避難しにくい
消防車や救急車が入りにくい

古い建物が多い

燃えやすい
倒壊して避難の妨げに

重点対策地域とは

平成24年の地震被害想定をもとに、地震時の火災による延焼危険性の特に高い地域として、建築物の防火規制や除却・建替えへの補助など、重点的に地震火災対策の取組を実施している地域です。

神奈川県、西区、中区、南区、磯子区の一部の地域を指定しています。



重点対策地域(不燃化推進地域)
対策地域



詳細はこちらをご覧ください

お問い合わせ

横浜市都市整備局 防災まちづくり推進課

TEL 045-671-3595

FAX 045-671-3595

※受付時間・・・平日 8:45～12:00 / 13:00～17:15

〒231-0005
横浜市中区本町6-50-10 市庁舎29階



大地震の被害想定

重点対策地域内の皆様へ 横浜市からのお知らせ

別紙2

その7割は火災によるものです。

いざという時に備えて、地震火災の対策しませんか？

横浜市では、令和7年度から地震火災対策の支援メニューを新規・拡充して、対策を加速させます！

写真提供：神戸市

令和7年度から新規・拡充する個人・家庭向けメニュー

新規メニュー

延焼火災から命を守りたい

除却・建替え補助に加え、部分的な改修補助を新設

窓などの不燃化(防火)改修
上限100万円補助



拡充メニュー

地震の出火を防ぎたい

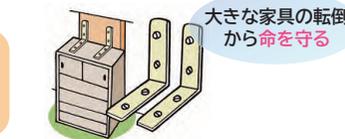
これまで補助率1/2だったものを拡充

通電火災を防ぐ感震ブレーカーの器具代全額補助



これまで器具の取付支援のみだったものを拡充

高齢者・障害者等の世帯へ家具転倒防止器具の設置費全額補助



建築物の安全性を確認したい

旧耐震住宅※のみだった補助対象を拡充

平成12年5月以前の木造住宅へ無料診断や耐震改修補助



※昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された木造住宅

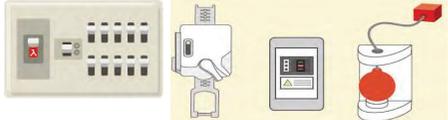
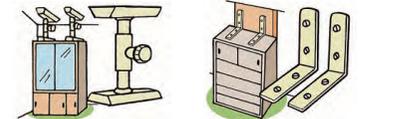
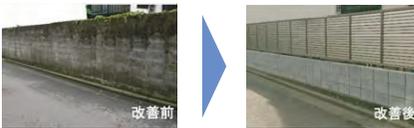
耐震補強工事の例

お悩み事

支援メニュー概要 ※各種制度は別途要件がありますので、詳細はWebサイト又は問合せ先にご確認ください。

お問合せ先 ☎

市外局番は「045」です。

建築物の 解体・新築・改修 をしたい	延焼火災から命を守りたい	 <p>防火・断熱性能 UP!</p> <p>不燃性能・断熱性能を強化する窓等の改修支援</p>	防火性能・断熱性能の高い窓等への改修費用を補助します。(上限100万円/棟、複数回に分けて申請可)	都市整備局防災まちづくり推進課 ☎ 671-3595
	老朽建築物の解体したい	 <p>解体 新築</p> <p>老朽建物の解体や耐火性の高い建築物の新築支援</p>	解体や耐火性の高い建物への新築工事費用をそれぞれ上限150万円(最大300万円)まで補助します。	
	燃えにくい建築物を建築したい		耐震改修工事費用を補助 一般世帯 : 上限115万円 非課税世帯※2 : 上限155万円	
木造住宅 (平成12年5月末以前に建築) を耐震改修したい	 <p>大地震時の建物倒壊等を防ぐ耐震改修支援</p>	建築局建築防災課 (耐震事業担当) ☎ 671-2943		
地震時の出火を 防ぎたい	感震ブレーカーを 取り付けたい	 <p>分電盤に感震ブレーカー(簡易タイプ)の設置支援</p>	「簡易タイプ」の購入費を全額補助し、機器を自宅に送付。高齢者・障害者等のみの世帯は取付支援します。	船山株式会社 ☎ 0120-993-918 総務局地域防災課 ☎ 671-3456
	家具転倒防止器具を 取り付けたい	 <p>タンスや棚等に家具転倒防止器具の設置支援</p>	高齢者・障害者等のみの世帯へ、購入費を全額補助し、機器の取付支援をします。	株式会社アイリスプラザ ユニティ狛江店 ☎ 03-5438-5511 総務局地域防災課 ☎ 671-3456
発災時スムーズに 避難できるように したい	危険なブロック塀を改善したい	 <p>改善前 改善後</p> <p>ブロック塀等の除却、改善工事の支援</p>	除却工事、及び除却工事と併せて行う軽量フェンス等の新設工事費用を補助します(上限50万円)	建築局建築防災課 (事務担当) ☎ 671-2930
	自宅前の狭い道路を拡幅したい	 <p>整備前 整備後</p> <p>狭あい道路の拡幅整備の支援</p>	「整備促進路線」に指定された道路の拡幅工事費の補助や市による舗装を実施します。	(狭あい道路担当) ☎ 671-4544
建物の安全性を 確認したい	建物の安全性を確認したい	耐火性能や耐震性能等の確認のため、専門家を無料派遣します。	都市整備局防災まちづくり推進課 ☎ 671-3595	



すでに多くの方が
始めています!

※3 令和4年度時点の累計

感震ブレーカー



約2万戸^{※3}のご家庭が
補助を受けて設置しました!

解体・新築



約2千軒^{※3}が
補助を利用して建て替えられました!

初期消火器具



約350基^{※3}を
自治会町内会等が新たに設置しました!

各支援メニューの詳細
はこちら(リンク集)



手続の流れ

工事等の契約前と完了後に、手続が必要となります。

事前相談

- 補助要件等について、必ず事前に相談をしてください。
 - ・手続には一定の期間が必要になりますので、計画の早い段階で問い合わせをお願いいたします。
 - ・補助は予算内で実施するため、受付を締め切る場合があります。
 - ・申請には、整備の内容により、「維持管理等に関する協定書」「中心を確定する確認書」等が必要になります。

補助金の交付申請

- 事前相談後、工事等の内容が決まり、準備ができましたら、契約・着手前に、「補助金交付申請書」を提出してください。

補助金の交付決定[市]

- 補助要件等の適合の確認後に、「補助金交付決定通知書」を交付します。

工事等の契約・着手

- 補助金の交付決定後に、工事等の契約・着手を行ってください。

完了の報告

- 工事等の完了後に、「完了報告書」を提出してください。

補助金額の確定[市]

- 補助要件等の適合の確認後に、「補助金額確定通知書」を交付します。

補助金の交付請求

- 補助金額の確定後に、「補助金交付請求書」を提出してください。指定の口座に補助金を入金します。

ご注意

- 補助対象となる工事等は、原則、単年度で完成するものに限りです。
- 他の補助金との重複はできません。また、過去に他の補助金により事業を行っている場合、補助の対象外となることがあります。
- 補助金の交付決定より前に行った契約による工事等や、法令に適合しない工事等は補助の対象とはなりません。
- 補助対象となる工事等は市内事業者に発注してください。(原則として2者以上の市内事業者からの見積徴収を行ってください。)
- 補助要件等の適合の確認のため、工事着手前、工事中及び工事完了後の写真が必要となりますので、お撮り忘れのないようお願いします。

「地震火災対策計画」に関するその他の補助制度

初期消火器具整備費補助金

■概要

地域の皆様にも容易に取り扱えるスタンドパイプ式初期消火器具などの設置補助と取扱指導を行います

■対象

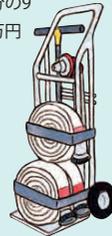
市域全域

■補助率・補助上限額

補助率 3分の2
 上限 20万円
 ※重点対策地域(不燃化推進地域)に該当する町丁目
 補助率 10分の9
 上限 27万円

■問合せ

■各消防署



横浜市都市整備局
防災まちづくり推進課

〒231-0005
横浜市中区本町6-50-10
市庁舎29階

TEL 045-671-3595

FAX 045-663-5225

<受付時間>

平日 8:45~12:00

13:00~17:15

横浜市 まちの不燃化 検索

令和7年4月

横浜市の地震火災対策

燃えにくく、住みやすいまちへ

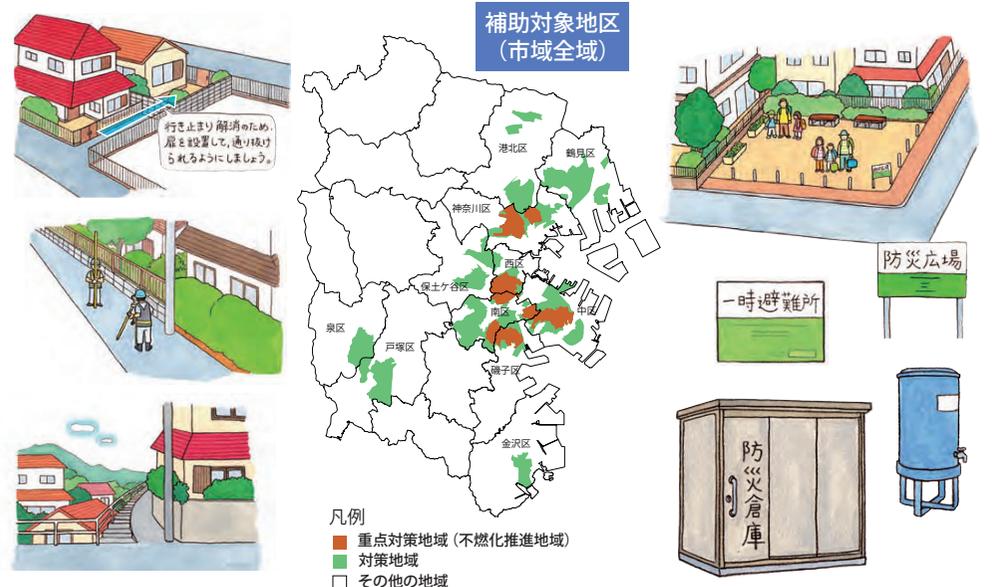
別紙3

身近なまちの 防災施設整備事業補助

補助対象が「市域全域」に広がりました！

横浜市では、「燃えにくく、住みやすいまち」の実現に向けた取組を進めています。

地震火災の被害をおさえ、共助による防災活動を活性化するため、自治会町内会等が行う防災施設(避難経路、防災広場、防災設備)の整備等に対し補助を行います。



補助対象地区(市域全域)について

「重点対策地域(不燃化推進地域)」、「対策地域」及び「その他の地域」で補助率や上限額が異なります。どの地区に該当するかは、防災まちづくり推進課ウェブサイトにてご確認ください。

- **重点対策地域(不燃化推進地域)**: 「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」(令和5年3月)において、「延焼の危険性が特に高い地域」として指定した地域。神奈川、西、中、南、磯子の各区の一部。約1,140ha。
- **対策地域**: 「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」(令和5年3月)において、「延焼の危険性が高い地域」として指定した地域。鶴見、神奈川、西、中、南、保土ヶ谷、磯子、金沢、港北、戸塚、泉の各区の一部。約3,960ha。

「身近なまちの防災施設整備事業補助」のウェブサイト



補助の内容

地域の身近なところから、災害に強いまちをつくりましょう。

身近なまちの防災施設整備事業補助は、災害時に地域の皆様が安心して避難できる「まちの避難経路」、いつとき避難のできる「まちの防災広場」、災害時に必要な「まちの防災設備」の整備等に対し、補助を行います。

「まちの避難経路」行き止まり改善



補助対象：まちの避難経路の行き止まり解消に向けた扉・階段の設置等
 対象者：自治会町内会等の団体又は所有者
 主な要件：①10年以上維持管理されること
 ②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	30万円	10分の5	15万円

「まちの避難経路」中心杭等設置



補助対象：まちの避難経路の幅広に向けた中心線の測量、中心杭等の設置
 対象者：自治会町内会等の団体又は所有者
 主な要件：①10年以上維持管理されること
 ②事前に関係権利者等と所有者の間で、「中心を確定する確認書」を締結していること
 ③私道であること^{注1)}

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の5	25万円

注1) 横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例)による整備促進路線は除きます
 注2) 横浜市が定める「補助単価」の範囲内とします

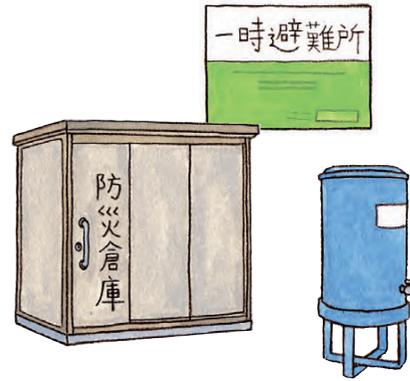
「まちの避難経路」安全対策



補助対象：まちの避難経路の安全対策に向けた避難上支障のある舗装の改善、傾斜路等の段差の解消、手すりの設置等
 対象者：自治会町内会等の団体又は所有者
 主な要件：①10年以上維持管理されること
 ②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること
 ③私道であること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の5	25万円

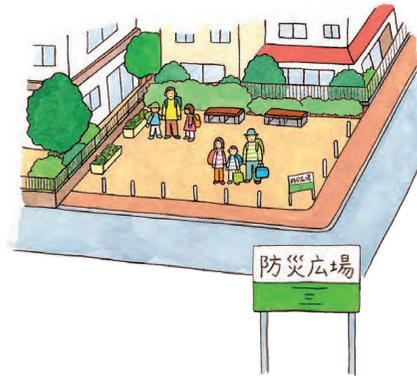
「まちの防災設備」設置



補助対象：防災倉庫・雨水タンク・避難誘導サイン等のまちの防災設備の設置
 対象者：自治会町内会等の団体
 主な要件：①10年以上維持管理されること
 ②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること
 ③原則、対象物が土地・建物・工作物に定着していること
 ④法令等に適合しているものであること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の5	25万円

「まちの防災広場」整備

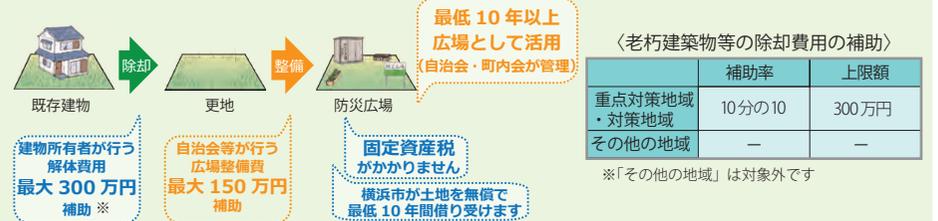


補助対象：まちの防災広場の整備
 対象者：自治会町内会等の団体
 主な要件：①10年以上横浜市に無償で土地の提供が可能であること
 ②自治会町内会等と横浜市の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結するものであること
 ③まちの防災性の向上に資する位置、規模であること

	補助率	上限額
重点対策地域	10分の10	150万円
対策地域 ^{注1)}	10分の9	150万円
その他の地域	10分の5	75万円

注1) 対策地域内の組織認定を受けた団体（横浜市地域まちづくり推進条例に基づく組織認定を受けた団体。防災を目的としたプランの策定に向けたものに限る）の活動対象地域内での整備等に関しては、重点対策地域（不燃化推進地域）と同様の上限額となります

〈参考：「まちの防災広場」の事業の流れ〉



○重点対策地域又は対策地域において、横浜市地域まちづくり推進条例に基づく認定を受けたプラン（防災まちづくりを目的としたものに限る。）に基づいた整備等を、そのプランを運用する地域まちづくり団体が申請する場合は、上限額が500万円となります。



感震ブレーカー等設置推進事業のご案内【周知依頼】

1 事業の趣旨

大地震時の通電火災対策として、揺れを感知すると自動的に電気の供給を遮断する「感震ブレーカー（簡易型）」の補助制度が、令和7年6月1日より受付を開始します。

地震火災対策として延焼火災の危険性が高い重点対策地域では器具代が全額補助、それ以外の地域に対しては1/2、上限2,000円補助します。また、取付支援を全市へ拡大します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 補助制度の概要

【申請期間】令和7年6月1日～令和8年1月31日

【申請対象】各世帯ごと

【器具代補助額】重点対策地域全額補助、その他地域一部補助

【取付支援】市内全域（高齢者・障害者等のみで構成される世帯）

【申込方法】郵送、FAX、E-mail、電子申請

※詳細は別紙チラシのとおり

※別紙チラシは、区役所、地域ケアプラザ、地区センター等で配架します。

4 お問い合わせ先・申込先

船山株式会社（横浜市感震ブレーカー等設置推進事業委託事業者）

TEL：0120-993-918

FAX：0258-25-2782

メール：info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp

総務局地域防災課
担当 海野、山羽
電話 045-671-3456 / FAX 045-641-1677
メール so-chiikibousai@city.yokohama.lg.jp



感震ブレーカーの設置で 地震による火災を防ぎましょう



横浜市 設置サポート

横浜市のみなさんは**補助**があります！
重点対策地域は**全額補助**！それ以外の地域は**一部補助**します！

神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の一部

- Step 1** 自宅に「感震ブレーカー」がついているか確認
3ページでご確認！
- Step 2** 感震ブレーカーを選ぶ
- Step 3** 電子申請で申し込み 5分で完了！
(郵送・FAXでのお申し込みも可能です)



申請期間 令和7年6月1日～令和8年1月31日

※予算に達し次第、早期に終了となります。申請はお早めに！

↓ 折り線①

9408577



新潟県長岡市稲保4-720-6
横浜市感震ブレーカー等設置推進事業
受託事業者
船山株式会社 行

必ず折り線に沿って
折り込みをしして下さい。

← 折り線③

→ 折り線④

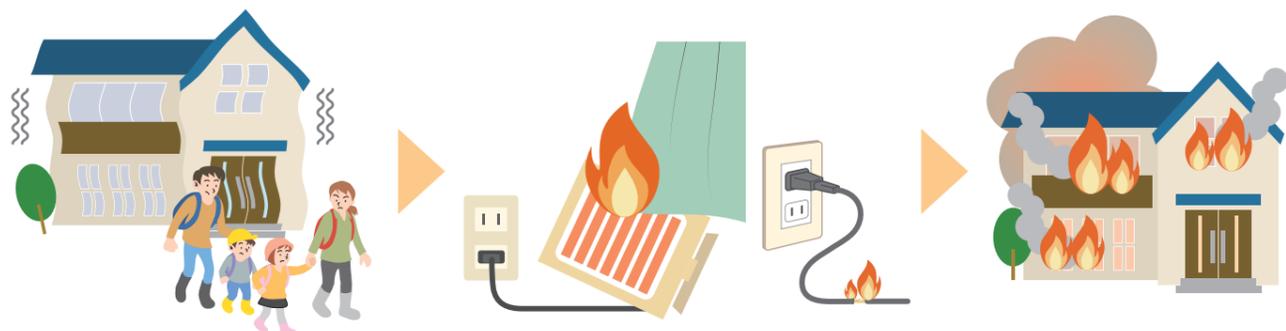
↑ 折り線②

最後にセロテープでここをしっかりと止めてください。

なぜ感震ブレーカーが必要？

通電火災とは

- 停電から電気が復旧することによって発生する火災
- 電気ストーブ、アイロン等の電源が入ったまま再通電したことにより、接していた可燃物から出火
- 電気配線が損傷した状態で通電し、火花が発生し出火



地震発生 停電・避難

電気の復旧 出火

火災発生

Point 大地震の際、横浜市では火災による大きな被害が想定されています。*

焼失棟数 **77,700 棟**

*横浜市地震被害想定調査報告書(平成24年10月)より。元禄型関東地震、冬場の18時に発生と想定。

Point 地震火災の6割以上は「電気」が原因*です。



*出火原因が確認されたもの。「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会」報告書より。

そこで

地震火災の発生を抑えるために、「感震ブレーカー」を設置し、大切な命と住まいを守りましょう。

「感震ブレーカー」は地震の大きな揺れを感じて電気を自動で遮断する機器で、地震の際の電気火災の発生を抑制する効果があります。

*一般的なアンペア・ブレーカーや漏電遮断機とは異なります。

横浜市の制度を Check!

Check!

横浜市の制度

ご自宅に感震ブレーカーがついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

全額補助

重点対策地域の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を全額補助します

- 対象商品** 感震ブレーカー（3～4ページの器具）
- 申請要件** 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額** 横浜市が器具代金をすべて負担します。

一部補助

重点対策地域以外の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を一部補助します

- 対象商品** 感震ブレーカー（3～4ページの器具）
- 申請要件** 横浜市内にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額** 3～4ページにてご確認ください。
*横浜市が、器具代金の一部を補助した後の金額となります。

取付代行

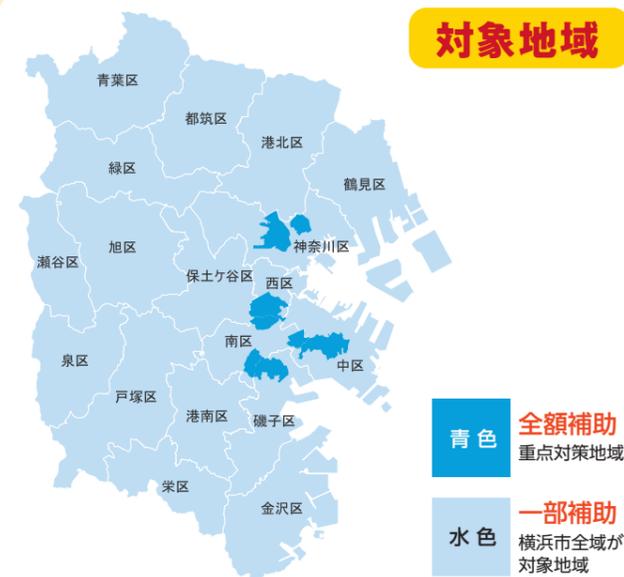
下記の要件を満たす世帯の方のみです。

- 申請要件** 同居者全員が、下記のア～カのいずれかであること
- ア. 65歳以上
- イ. 身体障害者手帳の交付を受けている
- ウ. 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている
- エ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- オ. 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- カ. 中学生以下

*「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限りこの制度の対象となりません。

補助件数 1,000件（先着順）

対象地域



青色 全額補助
重点対策地域

水色 一部補助
横浜市全域が対象地域

重点対策地域とは？

横浜市では、特に建物が密集しており延焼火災の危険性が高い地域を『重点対策地域』として定め、地震火災対策を重点的に行っています。

重点対策地域一覧

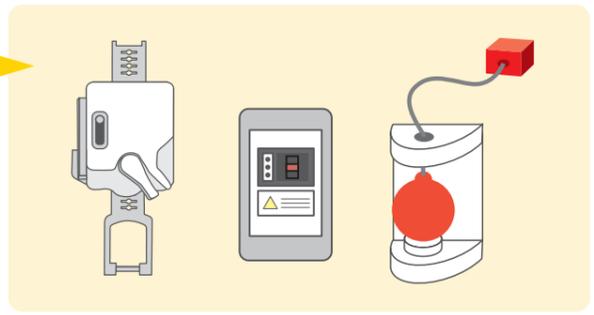
● 神奈川区	● 西区	千代崎町1丁目	大岡3丁目
旭ヶ丘	赤門町2丁目	千代崎町2丁目	庚台
浦島丘	伊勢町1丁目	千代崎町3丁目	唐沢
神大寺1丁目	伊勢町2丁目	千代崎町4丁目	山谷
神大寺4丁目	伊勢町3丁目	寺久保	清水ヶ丘
栗田谷	老松町	西竹之丸	中村町1丁目
斎藤分町	霞ヶ丘	西之谷町	中村町2丁目
白幡上町	久保町	初音町1丁目	中村町3丁目
白幡仲町	境之谷	初音町2丁目	西中町4丁目
白幡西町	中央1丁目	初音町3丁目	八幡町
白幡東町	中央2丁目	英町	伏見町
白幡南町	西戸部町1丁目	本郷町1丁目	平楽
白幡向町	西戸部町2丁目	本郷町2丁目	南太田1丁目
中丸	西戸部町3丁目	本郷町3丁目	三春台
西大口	西前町2丁目	本牧荒井	若宮町1丁目
西神奈川3丁目	西前町3丁目	本牧町1丁目	若宮町2丁目
二本榎	浜松町	本牧町2丁目	若宮町3丁目
白楽	東久保町	本牧満坂	若宮町4丁目
平川町	藤棚町1丁目	本牧緑ヶ丘	● 磯子区
広台太田町	藤棚町2丁目	養沢	磯子8丁目
松本町1丁目	元久保町	麦田町2丁目	岡村1丁目
松本町2丁目	● 中区	麦田町3丁目	岡村2丁目
松本町3丁目	赤門町1丁目	麦田町4丁目	岡村3丁目
松本町4丁目	上野町1丁目	矢口台	岡村4丁目
三ツ沢上町	上野町2丁目	山手町	岡村5丁目
三ツ沢下町	上野町3丁目	大和町1丁目	岡村6丁目
三ツ沢中町	大芝台	大和町2丁目	滝頭1丁目
六角橋2丁目	大平町	山元町1丁目	滝頭2丁目
六角橋3丁目	柏葉	山元町2丁目	滝頭3丁目
六角橋4丁目	北方町1丁目	山元町3丁目	中浜町
六角橋5丁目	北方町2丁目	山元町4丁目	久木町
六角橋6丁目	鷺山	● 南区	広地町
	竹之丸	大岡1丁目	丸山2丁目
	立野	大岡2丁目	

Step 1 自宅に「感震ブレーカー」がついているか確認 してみましょう

分電盤の近くにこのような器具はついていますか？

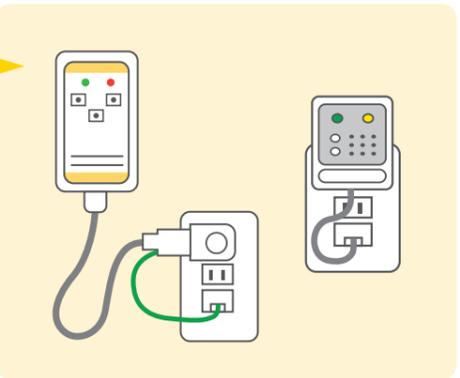


分電盤



※上記のような外付け器具ではなく、分電盤自体に感震ブレーカーの機能が内蔵されているものもあります。

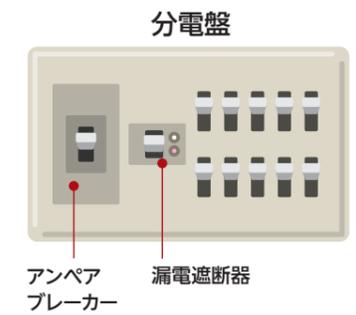
コンセントの近くにこのような器具はついていますか？



Check Point!

器具選びの注意点

ご自宅の分電盤周りやコンセントなどの状況によって、設置可能な感震ブレーカー（簡易タイプ）は異なります。



- 分電盤にブレーカースイッチが完全に見えなくなるふたがあるかどうか？
- ブレーカースイッチの周辺にスペースがあるかどうか？
- 漏電遮断器が付いているかどうか？
- コンセントにアース端子があるかどうか？

Step 2 感震ブレーカーを選ぶ

感震ブレーカーを選ぶのにお困りの方は、ぜひお気軽にご相談ください！

コールセンター：0120-993-918
メール：Info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp

種類	バネ式		おもり玉式	コンセント差込式
製品名	ヤモリ	ヤモリ・デ・セット	スイッチ断ボール皿	Ki感震センサー(アース線タイプ、3端子タイプを選択)
写真	 製品の詳細はこちら▼ 	 製品の詳細はこちら▼ 	 製品の詳細はこちら▼ 	 製品の詳細はこちら▼ 
正面からの寸法(mm)	縦 145× 横 66× 奥行 55	メーカーのホームページでご確認ください。	縦 58× 横 34× 奥行 28	縦 111× 横 30× 奥行 45
メーカー名(問合せ先)	(株)リンテック 21 TEL：03-5798-7801		(株)エヌ・アイ・ピー TEL：03-3823-6220	ケー・アイ技術(株) TEL：0598-20-8858
重点対策地域	無償		無償	無償
重点対策地域以外	申請者負担額 1,800円 (送料・税込)	申請者負担額 2,700円 (送料・税込)	申請者負担額 1,700円 (送料・税込)	申請者負担額 3,900円 (送料・税込)
スイッチの遮断方法	バネの力でブレーカーを遮断		地震の揺れによりおもり玉が落ち、おもり玉の重さで遮断	感震センサーにより、疑似漏洩が起きて漏電遮断器が遮断
取付け方	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。器具在中の両面テープで、分電盤に貼り付ける。	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。本体を器具在中の両面テープで、分電盤の外に貼り付ける。	水平器を見ながら位置を調整し、おもり玉を支える台座を分電盤に貼り付ける。おもり玉が付いたひもにキャップを結び、スイッチにかぶせる。	器具本体が地面と垂直になるように壁止めを行い、アース線を接続しコンセントに差し込む。または3端子コンセントに差し込む。
遮断までの時間	いずれも、揺れを感知した直後		揺れを感知した直後	揺れを感知してから3分後
注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本体を地面と垂直に設置 ・ 付属バンドで位置を調整 ・ ふた付きの分電盤の場合ふたを完全に閉められない(ふたを開けたままであれば取付けできる)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本体を地面と垂直に設置 ・ 付属バンドで位置を調整 ・ ふた付きの分電盤に対応(コード部分の隙間が必要である) ・ 壁が漆喰壁、砂壁、木製、壁の状態が悪く押すと凹む場合は取付不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分電盤の下におもり玉が落ちるための空スペースがあること ・ 本体を地面と垂直に設置 ・ ふた付きの分電盤に対応(ひも部分の隙間は空けておく必要がある) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漏電遮断器付分電盤の場合のみに作動 ・ 壁付けするためのスペースが必要 ・ 壁へのネジ止めが必要 ・ アース線との接続または3端子コンセントに差込みが必要 ・ アース線タイプ、3端子タイプのどちらかを申請時に選択 ・ 100Vのコンセントに差込み ・ 適応主幹ブレーカー定格感度電流 30mA以下

制度詳細については、横浜市 HP もご利用ください 「横浜市感震ブレーカー HP」
<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kanshin.html>



Step 3 申し込み

申込方法

郵送・FAX・E-mail 申込の場合

本紙最終ページの申込書に、必要項目を記入し船山株式会社へ送付します。

- **郵送**：本紙裏表紙の利用申請書を切り取って折り線に沿って折り込み、テープでしっかりと封をした状態で投函
- **FAX**：0258-25-2782 へ送信
- **E-mail**：yokohama-kanshin@funayama.co.jp

電子申請の場合

市ホームページまたは右記の二次元コードから、電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



▲電子申請二次元コード

申込後の流れ ● 混雑状況により申込から配送・取付けまでにお時間がかかる場合があります。

申込

- 申込方法は上段をご確認ください。
- 申込内容を基に、横浜市が利用可否を決定します。



配送の場合

- 利用決定後、利用決定通知及びご希望の感震ブレーカーをお届けします。
- 代引きによる配送をします。配達員に器具の代金をお支払い下さい。(重点対策地域の方は無償です。)
- 届いた器具をご自身で取付けしてください。
※**配送後に器具の返品や返金はできません。**



取付代行の場合

- 申請書の取付希望日に訪問します。
- 希望日時での対応が難しい場合、申請書に記載された連絡先に担当者がご連絡します。

取付訪問

- 取付時間は約30分を予定しています。取付当日は立ち合いをお願いします。
- 器具は訪問日に取付員が持参します。
- 取付員に器具の代金を直接お支払いください。お支払いは現金のみとなります。(重点対策地域の方は無償です。)



注意事項

- 配送後、感震ブレーカーの返品や返金はできません。また、配送された感震ブレーカーの流用や転売は絶対に行わないでください。
- 過去に、感震ブレーカーに関する補助や助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
- 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。
- 取付け後の感震ブレーカーの維持、管理は自己責任でお願いします。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談のうえ、感震ブレーカーを設置してください。

お問い合わせ先・申込先 ● 横浜市より下記の事業者に運営を委託しています。

船山株式会社 〒940-8577 新潟県長岡市稲保 4-720-6

コールセンター：0120-993-918 FAX：0258-25-2782 E-mail：Info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp

※機種選定にお困りの場合は、上記連絡先にお問い合わせください。

第1号様式(要綱第4条関係)

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業

利用申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業について、下記の同意事項に同意し、次のとおり申請します。

申請者	(フリガナ)		
住所	重点対策地域にお住まいの方は✓⇒□ チラシ2ページ目の表でご確認ください。		
	〒	横浜市	区
電話番号	日中、連絡が取れる番号をお書きください	FAX 番号	メールアドレス ※お持ちの方のみ
希望する助成制度 (必ず、申請する制度に✓を入れてください)			
<input type="checkbox"/> 器具配送 <input type="checkbox"/> 器具 + 器具取付 <small>(要件：同居者全員が65歳以上、身体障害者手帳・愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている、中学生以下のいずれかに該当すること)</small>			
希望する感震ブレーカー (いずれか1つ、希望する製品に✓を入れてください)			
※重点対策地域の方は無償です。			
<input type="checkbox"/> ヤモリ.....1,800 円 <input type="checkbox"/> ヤモリ・デ・セット.....2,700 円 <input type="checkbox"/> スイッチ断ボール.....1,700 円		<input type="checkbox"/> Ki感震センサーアース線タイプ.....3,900 円 <input type="checkbox"/> Ki感震センサー3端子線タイプ.....3,900 円	
取付希望日 (取付支援を選択の方)	投函日・送付日より30日後以降 月 日 土・日・祝日を除く平日でご記入ください	取付希望時間帯	<input type="checkbox"/> 午前 9時～12時 <input type="checkbox"/> 午後 12時～18時

3. 同意事項 (同意の上、「はい」に○を付けてください。) → はい

- ・当該制度の利用に伴う感震ブレーカーにかかる損害賠償、取付後に発生した地震や通電火災等の災害で負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者は、一切の責任を負わないことに同意します。
- ・配送後の感震ブレーカーの返品や返金、また、転売や流用はいたしません。
- ・横浜市で実施している感震ブレーカーの補助や助成事業を過去に利用していません。
- ・感震ブレーカーの取付時に、照明器具の消灯・電子機器や家具類が一時的に停電することに同意します。
- ・生命の維持に直結するような医療用機器等を設置していません (停電に備えたバッテリーを備えています)。
- ・原状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています (賃貸にお住まいの方のみ)。
- ・当該制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。

家具転倒防止対策助成事業のご案内【周知依頼】

1 事業の趣旨

自力で家具転倒防止器具を取り付けることが困難な高齢者や障害者等のみで構成される世帯に対し、家具転倒防止器具の取付代行を令和7年6月1日より受付を開始します。

例年の取付代行に加え、令和7年度から、家具転倒防止器具購入費の補助を導入します。地震火災対策として延焼火災の危険性が高い重点対策地域では器具代も全額補助、それ以外の地域に対しては1/2、上限2,000円補助します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 補助制度の概要

【申請期間】令和7年6月1日～令和8年1月31日

【申請対象】各世帯ごと

【申請要件】高齢者・障害者等のみで構成される世帯

【器具代補助額】重点対策地域全額補助、その他地域一部補助

【申込方法】郵送、FAX、電子申請

※詳細は別紙チラシのとおり

※別紙チラシは、区役所、地域ケアプラザ、地区センター等で配架します。

4 お問い合わせ先・申込先

株式会社アイリスプラザユニディ狛江店

(横浜市家具転倒防止対策助成事業委託事業者)

TEL : 03-5438-5511

FAX : 03-5438-5515

総務局地域防災課
担当 海野、寒河江
電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677
メール so-chiikibousai@city.yokohama.lg.jp

家具転倒防止器具を設置して 地震から身を守りましょう

1 取付けを
支援します!



2 今年度からは
器具代を補助します!



横浜市 取付けサポート

横浜市にお住まいの**高齢者・障害者等のみ**で構成される**世帯**のみなさんは**補助**があります!
器具代を**重点対策地域**は**全額補助!** それ以外の地域は**一部補助**します!

神奈川県、西区、中区、南区、磯子区の一部

Step 1

申請の要件を
満たしているか確認
※詳細は1p参照

Step 2

器具を取り付けたい
家具を検討しよう

Step 3

電子申請で申し込み 5分で完了!
(郵送・FAX でのお申し込みも可能です)



必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

↓ 折り線 ①

20100003



横浜郵政局和泉本町4-6-3
横浜市家具転倒防止対策助成事業
横浜事業者
株式会社アイリスプラザ
ユニティ 狛江店 行

↑ 折り線 ③

↓ 折り線 ④

↑ 折り線 ②

最後にセロテープでシジミをしっかりと止めてください。

申請期間 令和7年6月1日～令和8年1月31日(必着)

※予算に達し次第、早期に終了となります。
申請はお早めに

なぜ家具転倒防止器具が必要？

Point 1

けがの原因に

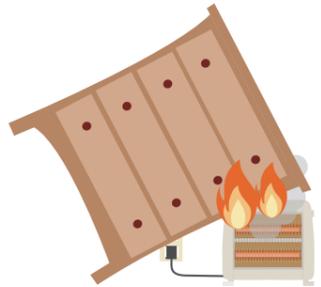
近年発生した地震でけがをした原因30~50%は家具転倒によるけがによるものです。



Point 2

火災の原因に

転倒・落下した家具などが電気ストーブなどの電源スイッチを押し、付近の燃えやすいものに着火するなどが原因で火災が発生することがあります。



Point 3

避難が遅れる原因に

避難通路、出入口周辺に転倒、移動しやすい家具類を置くと、避難経路を塞いだり、引き出しが飛び出すことで、つまづいてケガをしたり、避難の妨げになることがあります。



利用者の声を集めました！



横浜市在住 Aさん

修繕等で苦労しました！

当時70歳の父の家で、震度5の地震があった際、家具転倒防止器具を取り付けていた食器棚は転倒しませんでした。ダンスが倒れました。幸いにケガはなかったものの、床が陥没してしまい修繕等で苦労しました。以降、転倒の恐れがある家具には、家具転倒防止器具を取り付けるようにしました。



横浜市在住 Bさん

購入して間もないテレビが落下し、破損してしまいました

震度4の地震があった際に、寝室のダンスの上に置いていた購入して間もないテレビが落下し、破損してしまいました。その後、家具転倒防止機器を設置し、家具が揺れなくなりました。



横浜市在住 Cさん

冷蔵庫と電子レンジに設置していただきました

家具には転倒防止器具を取り付けていましたが、電化製品の冷蔵庫と電子レンジに家具転倒防止器具を設置していただきました。自分で取り付けるのが困難なためとても助かりました。



横浜市在住 Dさん

水槽の水がこぼれ、床が水浸しになってしまいました

木製ラックの上に水槽を置いています。以前震度3の地震の際に水槽の水がこぼれ、床が水浸しになってしまいました。今後さらに大きい地震が来た時のために家具転倒防止器具を設置していただきました。

横浜市の制度

家具転倒防止器具設置

ご自宅に家具転倒防止器具がついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

家具転倒防止器具の取付代行

高齢者・障害者等のみで構成される世帯の方へ、家具転倒防止器具の取付を無償で代行します！

申請要件を満たされた方のうち **重点対策地域** の世帯の方は家具転倒防止の器具代金を **全額補助** します

対象商品 家具転倒防止器具（4ページの器具）

対象 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方

申請者負担額 横浜市が器具代金を全額補助します
※予算に達し次第終了

1世帯
家具
2つまで

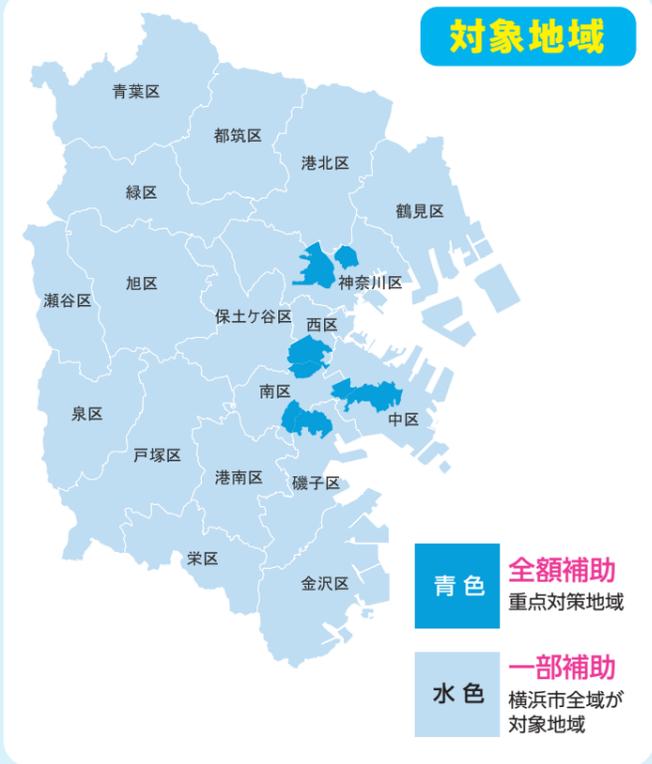
申請要件を満たされた方のうち **重点対策地域以外** の世帯の方は器具代金を **一部補助** します

対象商品 家具転倒防止器具（4ページの器具）

対象 横浜市内にお住まいの世帯の方

申請者負担額 横浜市が器具代金を一部補助します
※予算に達し次第終了
4ページにてご確認ください

1世帯
家具
2つまで



重点対策地域とは？

地震時の火災被害は市内でも一部の地域に集中することがわかっています。横浜市では重点的に火災対策が必要な地域として「重点対策地域」を定めています。

重点対策地域一覧

●神奈川区

旭ヶ丘
浦島丘
神大寺1丁目
神大寺4丁目
栗田谷
斎藤分町
白幡上町
白幡仲町
白幡西町
白幡東町
白幡南町
白幡向町
中丸
西大口
西神奈川3丁目
二本榎
白楽
平川町
広台太田町
松本町1丁目
松本町2丁目
松本町3丁目

松本町4丁目
三ツ沢上町
三ツ沢下町
三ツ沢中町
六角橋2丁目
六角橋3丁目
六角橋4丁目
六角橋5丁目
六角橋6丁目

●西区

赤門町2丁目
伊勢町1丁目
伊勢町2丁目
伊勢町3丁目
老松町
霞ヶ丘
久保町
境之谷
中央1丁目
中央2丁目
西戸部町1丁目
西戸部町2丁目
西戸部町3丁目

西前町2丁目
西前町3丁目
浜松町
東久保町
藤棚町1丁目
藤棚町2丁目
元久保町

●中区

赤門町1丁目
上野町1丁目
上野町2丁目
上野町3丁目
大芝台
大平町
柏葉
北方町1丁目
北方町2丁目
鷺山
竹之丸
立野
千代崎町1丁目
千代崎町2丁目
千代崎町3丁目

千代崎町4丁目
寺久保
西竹之丸
西之谷町
初音町1丁目
初音町2丁目
初音町3丁目
英町
本郷町1丁目
本郷町2丁目
本郷町3丁目
本牧荒井
本牧町1丁目
本牧町2丁目
本牧満坂
本牧緑ヶ丘
箕沢
麦田町2丁目
麦田町3丁目
麦田町4丁目
矢口台
山手町
大和町1丁目

大和町2丁目
山元町1丁目
山元町2丁目
山元町3丁目
山元町4丁目

●南区

大岡1丁目
大岡2丁目
大岡3丁目
庚台
唐沢
山谷
清水ヶ丘
中村町1丁目
中村町2丁目
中村町3丁目
西中町4丁目
八幡町
伏見町
平楽
南太田1丁目
三春台
若宮町1丁目

若宮町2丁目
若宮町3丁目
若宮町4丁目

●磯子区

磯子8丁目
岡村1丁目
岡村2丁目
岡村3丁目
岡村4丁目
岡村5丁目
岡村6丁目
滝頭1丁目
滝頭2丁目
滝頭3丁目
中浜町
久木町
広地町
丸山2丁目

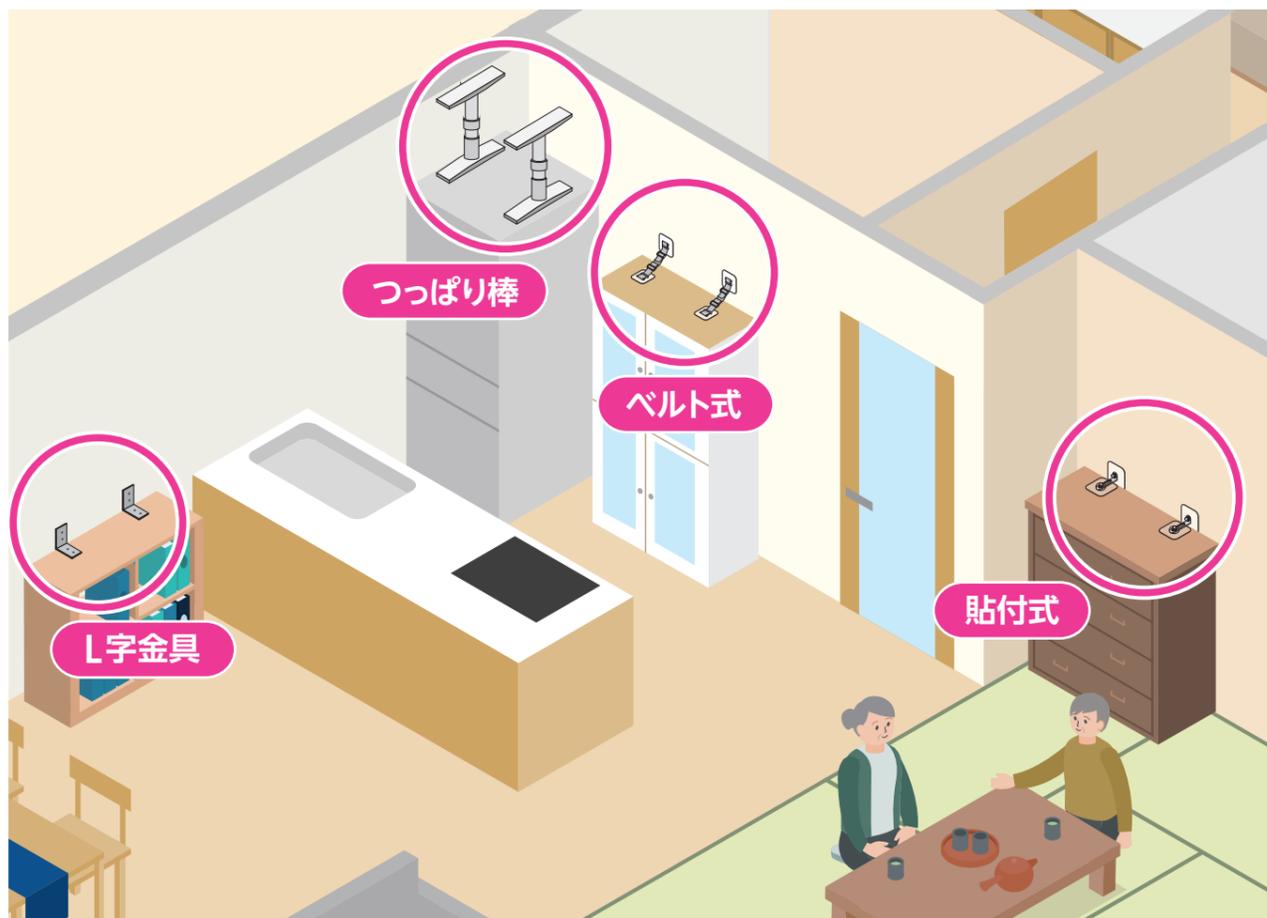
Step 1 申請の要件を満たしているか確認しよう

同居者全員が、
右記のア～カの
いずれかであること

- ア** 65歳以上
- イ** 身体障害者手帳の交付を受けている
- ウ** 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている
- エ** 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- オ** 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- カ** 中学生以下
「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限り、制度対象となりません。

Step 2 器具を取り付けたい家具を検討しよう

事前に器具と取り付けたい家具を想定ください。取付け代行できる家具は2つまでとなります。



「横浜市家具転倒防止器具 HP」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyohohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kanshin.html>



注意 点

取り付ける器具は取付員が当日みなさまの自宅の状況及び意向を確認してその場で決定します。※器具の色などの指定はできません。

製品名	写真	申請者負担額 <small>※横浜市が器具代金の一部を補助した後の金額となります。</small>	取付けの留意事項
つっぱり棒		重点対策地域の方 無償	家具と天井の隙間に取り付けるタイプです。ネジや釘が不要に付き、賃貸住宅でも取付可能です。
		重点対策地域以外の方 小: 850円(税込)/個(セット) 中: 935円(税込)/個(セット) 大: 1,045円(税込)/個(セット)	
L型金具		重点対策地域の方 無償	壁側と本体にネジで固定をさせるタイプです。軽めの「書棚」や「食器棚」にお勧めです。
		重点対策地域以外の方 770円(税込)/個(セット)	
ベルト式		重点対策地域の方 無償	壁側にネジで固定します。壁と本体をベルトで支えるタイプで、「タンス」や「冷蔵庫」にお勧めです。
		重点対策地域以外の方 880円(税込)/個(セット)	
貼付式		重点対策地域の方 無償	耐震ゲルマットを使用します。免震効果が得られ、賃貸住宅でも取付可能です。
		重点対策地域以外の方 1,320円(税込)/個(セット)	

※完全に「固定」するものではなく倒れる時間をある程度延ばす「脱出経路確保」する商品になります。

Step 3 申し込み

申込方法

郵送・FAX 申込の場合

本紙最終ページの申込書に、必要項目を記入し株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店へ送付します。

- 郵送：本紙裏表紙の利用申請書を切り取って折り線に沿って折り込み、テープでしっかりと封をした状態で投函
- FAX：03-5438-5515 へ送信

電子申請の場合

市ホームページまたは右記の二次元コードから、電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



▲電子申請二次元コード

取付けまでの流れ ● 混雑状況により申込から取付けまでにお時間がかかる場合があります。

申込

- 申込方法は上段をご確認ください。
- 申込内容を基に、横浜市が利用可否を決定します。



- 利用決定後、取付訪問日を調整します。
- 申請書に記載された連絡先に、株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店の担当者が連絡いたします。

取付訪問

- 調整した日時に取付員が訪問します。
- 器具は訪問日に取付員が持参し、相談のうえ決定します。
- 取付員に器具の代金を直接お支払いください。(重点対策地域の方は無償です。)
- 事前調査時に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。



注意事項

- 器具の返品や返金はできません。また、流用や転売は絶対に行わないでください。
- 過去に、本助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
- 取付け後の器具の維持、管理は自己責任でお願いいたします。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談ください。
- ご自宅の状況によっては設置できない場合もあります。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付けできません。

相談・申込先 ● 横浜市より下記の事業者運営を委託しています。

株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店 〒201-0003 東京都狛江市和泉本町4-6-3
TEL：03-5438-5511 FAX：03-5438-5515 受付時間：平日 10時～17時

この家具転倒防止対策助成事業の対象となる方は、感震ブレーカーの設置補助の対象となります。感震ブレーカーの制度も合わせてご確認ください。



家具転倒防止器具取付申請書

（申請先）横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業について、下記の同意事項に同意し、家具転倒防止器具の取付けを申請します。

フリガナ	
申請者	
世帯人数	_____人（下記項目のうち、該当するもの <u>全て</u> に☑をつけてください） 同居者全員がいずれかに該当しています。 <input type="checkbox"/> 65 歳以上 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等の交付を受けている <input type="checkbox"/> 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている <input type="checkbox"/> 介護保険法による要介護者又は要支援者の認定を受けている <input type="checkbox"/> 中学生以下
住所	重点対策地域にお住まいの方は☑ ⇒ ☐ 〒 _____ 横浜市
電話番号	
家屋状況	持家 ・ 借家 （どちらかに○をつけてください）

切り取り線

【注意事項等】

- 取付作業の際は、立会いをお願いします。（後日、電話で日時調整します。）
- 取付作業の際に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できません。
- 取付代行できる家具は2つまでとします。

【同意事項】

- ①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。
- 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。

よこはまテレビ・プッシュについて【掲示依頼】

1 事業の趣旨

横浜市では昨年度からテレビを使った情報伝達サービスに対して補助金を交付する事業を開始し、今年度も継続して補助を実施します。

つきましては、町内会掲示板にチラシをご掲出いただき、災害時の情報取得に不安を感じていらっしゃる方へ、補助制度が周知されるよう情報提供をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位自治会町内会あて掲示物を送付します。
掲示についてご協力をお願いします。

3 補助制度の概要

(1) 事業目的

テレビを使った情報伝達サービスに対して、市が補助を行うことで、スマートフォンをお持ちでない方など災害情報の取得に不安を感じている方も確実に災害情報が入手できるように支援を行います。

(2) 対象者

「横浜市民」 かつ 「災害情報の取得に不安を感じている方」

(3) 補助額

初期費用 28,600 円 (税込)

(内訳) 専用機器代金 16,500 円 (税込)

設置設定費用 12,100 円 (税込)

(4) その他費用

サービス利用料として、月額 550 円 (税込) がかかります。(※)

(※) ご利用には、インターネット環境が必要になります。

4 お申込み・資料請求・お問い合わせについて

イツ・コミュニケーションズ株式会社が申込等を受け付けています。

(電話) 03-6670-2114 (受付時間 9:30~18:00 土日祝 除く)

(メール) info@itscom.jp



総務局緊急対策課

担当 中尾、山口

電話 045-671-2143 /FAX 045-641-1677

メール so-kinkyu-musen@city.yokohama.jp

災害情報を テレビに お知らせ

横浜市からお知らせ

災害情報の取得に
不安を感じている方のために
よこはまテレビ・プッシュ

テレビが自動でオン!



電源オフ

緊急



よこはまテレビ・プッシュを設置すると...

- ・ ご自宅のテレビで災害時の緊急情報を受け取れます。
- ・ 緊急情報(緊急地震速報など)が発表されると、テレビの電源を自動で起動してお知らせします。
- ・ その他、降雨アラームや電車運行情報などの日頃の生活に役立つ情報も配信します。

横浜市が**初期費用28,600円(税込)**を**全額補助!**
月額**550円(税込)**で利用できます!

よこはまテレビ・プッシュの補助金について

事業目的 緊急地震速報などの情報が即時かつ的確に届き、迅速な避難行動がとれるようにスマートフォンをお持ちでない方や災害情報の取得に不安を感じている方に支援を行います。

対象者 横浜市民、かつ災害情報の取得に不安を感じている方

補助内容 初期費用28,600円(税込)(専用端末代、設置設定費)を横浜市が全額補助
※補助上限に達し次第終了

※ よこはまテレビ・プッシュはイツツ・コミュニケーションズ株式会社のサービスです。

※ 初期費用とは別に、**毎月550円(税込)**の利用料がかかります。

※ よこはまテレビ・プッシュのご利用には、インターネット環境が必要です。



お申込み・お問い合わせ:
イツツ・コミュニケーションズ株式会社

事業に対するお問い合わせ:
横浜市総務局緊急対策課

消神総第 151 号
令和 7 年 4 月 30 日

自治会・町内会長 各位

神奈川県 消防署長

令和 7 年度神奈川区家庭防災員研修受講者の募集について（御依頼）

平素より、消防行政への御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、今年度も神奈川県消防署では、地域の皆様に防火・防災に関する必要な知識や技術を身に付けていただくため、家庭防災員研修を実施します。
つきましては、自治会・町内会内での御周知をお願いいたします。

1 研修内容・日程等

別添 1 裏面「令和 7 年度神奈川区家庭防災員研修申込書」を御参照ください。

2 応募方法

受講希望者は「令和 7 年度神奈川区家庭防災員研修受講申込書」を
神奈川県消防署へご提出いただくか、電子申請システム（オンライン申請）
でお申し込みいただきます。



電子申請システム

3 自治会・町内会からの推薦

御推薦いただける場合は、別添 2「家庭防災員研修受講者推薦書」を同封の返信用封筒にて消防署に御郵送ください。

※昨年同様に受講者の申込書も同封いただいてもかまいません。

4 研修受講者の報告について

貴自治会町内会内の方の参加状況報告を御希望される場合は、別添 2「家庭防災員研修受講者推薦書」内でお知らせください。全研修終了後に報告させていただきます。

※個人で申込いただいた方の個人情報は、情報提供に同意いただいた方のみ

5 その他

- (1) 研修を受講していただくと、横浜市長名の修了証が交付されます。
- (2) 気象警報の発表や大規模災害等により、研修中止等の措置が生じた場合は、受講者あてに御連絡させていただきます。

6 添付資料

- 別添 1 令和 7 年度 神奈川区家庭防災員研修のご案内・申込書
別添 2 家庭防災員研修受講者推薦書
同 封 返信用封筒（切手付）

【担 当】神奈川県 消防署総務・予防課
予防係 飯島、吉原
〒221-0824 神奈川県 神奈川区 広台太田町 3-8
電話・FAX：045（316）0119（代）

令和7年度神奈川区家庭防災員研修のご案内

1 家庭防災員研修とは

今後発生が危惧される、大規模災害による被害を軽減するため、自らの家庭を守る知識や技術、地域での共助の重要性についても理解を深めていただくものです。

2 研修内容

住宅防火対策や救命処置等の実技と座学の集合研修です。

(1) 全区分コース

防火・救急等の全区分を横浜市民防災センターで行います。

(2) 救急コース ※全区分コース受講者は不要です

救急区分のみを神奈川消防署で行います。(1時間)

※他の科目についてはお渡しする教材で自己学習していただけます。



3 受講対象者

神奈川区内在住の満15歳以上の方(過去に受講された方も再受講可)

4 申し込み方法

参加希望日程の**2週間前**までに次の方法でお申込みください。

(1) 電子申請システム(オンライン)

横浜市電子申請・届出システムの手続きからお申込みください。

(2) 郵送

本紙に必要事項をご記入のうえ、神奈川消防署まで送付してください。

(3) 自治会町内会からお申込みの場合

上記の方法に加え、各会長へお渡しした返信用封筒で郵送ください。



電子申請はこちら

6 その他

(1) 研修参加に伴う一時託児をご希望の方は神奈川消防署までご連絡ください。

(2) 申込み多数の研修については、人数の調整をさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。(消防署から連絡がない場合は希望日にお越しください。)

(3) 研修は実技講習となりますので動きやすい服装でお越しください。

(4) 研修会場までは、公共交通機関を御利用ください。横浜市民防災センターには駐輪場ありません。

(5) 気象警報発表や大規模災害発生時などは研修を中止する場合があります。

不明な時は神奈川消防署へ御連絡ください。

【担当】

神奈川消防署総務・予防課予防係
飯島・吉原

電話：045(316)0119(代)

裏面に申込書

令和7年度神奈川区家庭防災員研修 申込書



いずれかのコースを選び、実施日を選択してください。

電子申請はこちら

氏名(フリガナ)	()
住所	神奈川区
電話番号/Eメールアドレス <small>※日中連絡が付きやすい番号をお願いいたします。</small>	TEL / Email
自治会・町内会名	
個人で申し込まれた方へ	家庭防災員研修を受講したことについて、居住地の自治会・町内会に対して氏名・住所等の情報を提供します。 同意 <input type="checkbox"/> 不同意 <input type="checkbox"/>

(1) 全区分コース(3時間)

救急を含む全区分を行います。

参加希望 <input checked="" type="checkbox"/> ※1日選択してください	実施日	場所	時間
	8月16日(土)	横浜市民 防災センター (沢渡4-7)	13:30 ~ 16:30
	8月30日(土)		
	9月4日(木)		
	10月7日(火)		
	10月19日(日)		

(2) 救急コース(1時間)

救急区分のみを行います。(他の科目についてはお渡しする教材で自己学習)

参加希望 <input checked="" type="checkbox"/> ※1日選択してください	実施日	場所	時間
	8月4日(月)	神奈川消防署会議室 (神奈川区役所本館1階)	14:00-15:00
	8月29日(金)		10:00-11:00
	9月9日(火)		10:00-11:00
	10月22日(水)		14:00-15:00

年 月 日

神奈川 消防署長

自治会町内会名 _____

会 長 名 _____

家庭防災員研修受講者推薦書

令和 7 年度の家庭防災員研修受講者として、次の方を推薦いたします。

フリ 氏	がな 名	住 所	電話番号／メールアドレス (日中御連絡が付きやすい番号)
1			TEL
			e-mail
2			TEL
			e-mail
3			TEL
			e-mail
4			TEL
			e-mail
5			TEL
			e-mail

- ・ 氏名は楷書で、フリがなを付け、住所は棟室番号までご記入ください。
- ・ 8月1日(金)までに御回答お願いいたします。

貴自治会町内会在住者の受講者報告について	必要 ・ 不要
----------------------	---------

神奈川消防署総務・予防課

予防係

飯島・吉原

※ 上記個人情報については、当該事業の目的以外に使用いたしません。

初期消火器具設置費用の一部補助について【周知依頼】

1 事業の趣旨

例年通り、消防局では自治会町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用の一部を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の2種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）



スタンドパイプ式
初期消火器具(可搬式)

初期消火器具の構成機材



2 申請要件

下記3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大の恐れがある。
- (3) 定期的に訓練を実施できる。

3 申請方法

- (1) 受付期間：令和7年9月30日（火）まで
- (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、最寄りの消防署に御提出をお願い致します。

※ 申請書は横浜市ウェブサイトからダウンロードまたは最寄りの消防署でお渡しします。

横浜市ホームページ
初期消火器



裏面あり

4 補助の対象経費

今年度も引き続き、①初期消火器具の新規設置又は器材全ての更新設置の場合、②消防用ホースなどの器材の一部更新や、既に自治会町内会が所有している初期消火箱への新たな資機材（スタンドパイプや台車等）を追加する場合の補助を行います。

また、令和7年度からは、③横浜市密集市街地における地震火災対策計画で定める「重点対策地域」に該当する町丁目に初期消火器具を新規設置する場合、初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の10分の9に相当する額（上限27万円）を補助するメニューを新たに追加します。

	整備内容	補助の対象経費
①	初期消火器具の <u>新規設置又は器材全ての更新設置</u> の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の <u>2/3に相当する額（上限20万円/1件）</u>
②	初期消火器具の <u>一部更新設置</u> ^{※1} の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の <u>2/3に相当する額（上限7万円/1件）</u>
③	「 <u>重点対策地域</u> 」に該当する町丁目に初期消火器具を <u>新規設置</u> する場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の <u>9/10に相当する額（上限27万円/1件）</u>

※ 申請要件や書類等のお問い合わせは、お近くの消防署へご連絡ください。

神奈川県消防総務課・予防課予防係
飯島、吉原
電話：045-316-0119

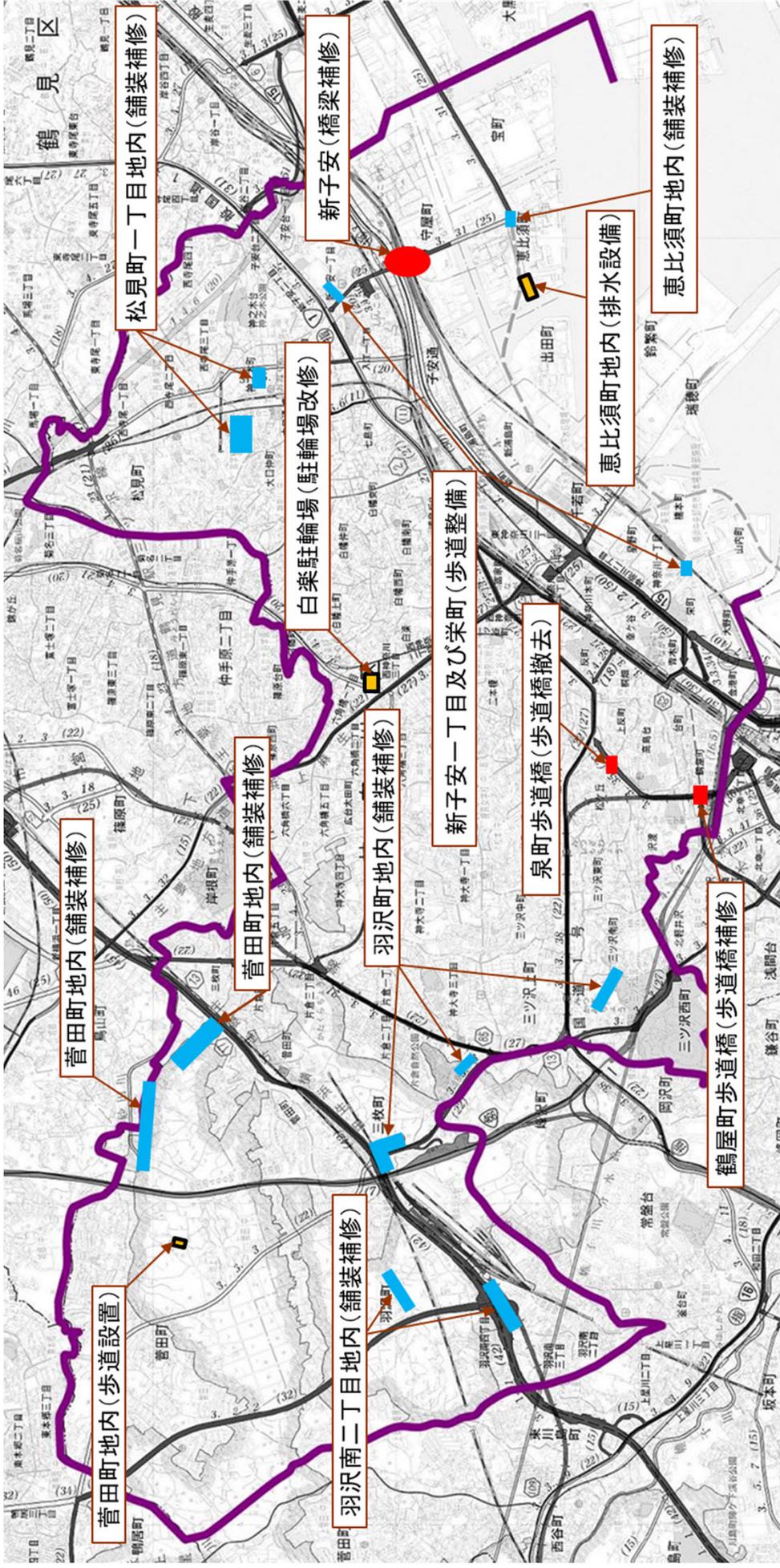
令和7年度 横浜市神奈川土木事務所管 神奈川区 道路整備 予定箇所図

※令和7年4月30日時点での予定であり、変更になる場合があります。

問合せ先

神奈川土木事務所 . . . TEL 491-3363

※工事着手時期など、詳細が決まりましたら、土木事務所より関係する自治会・町内会長にご連絡致します。



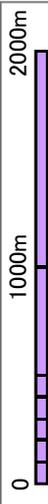
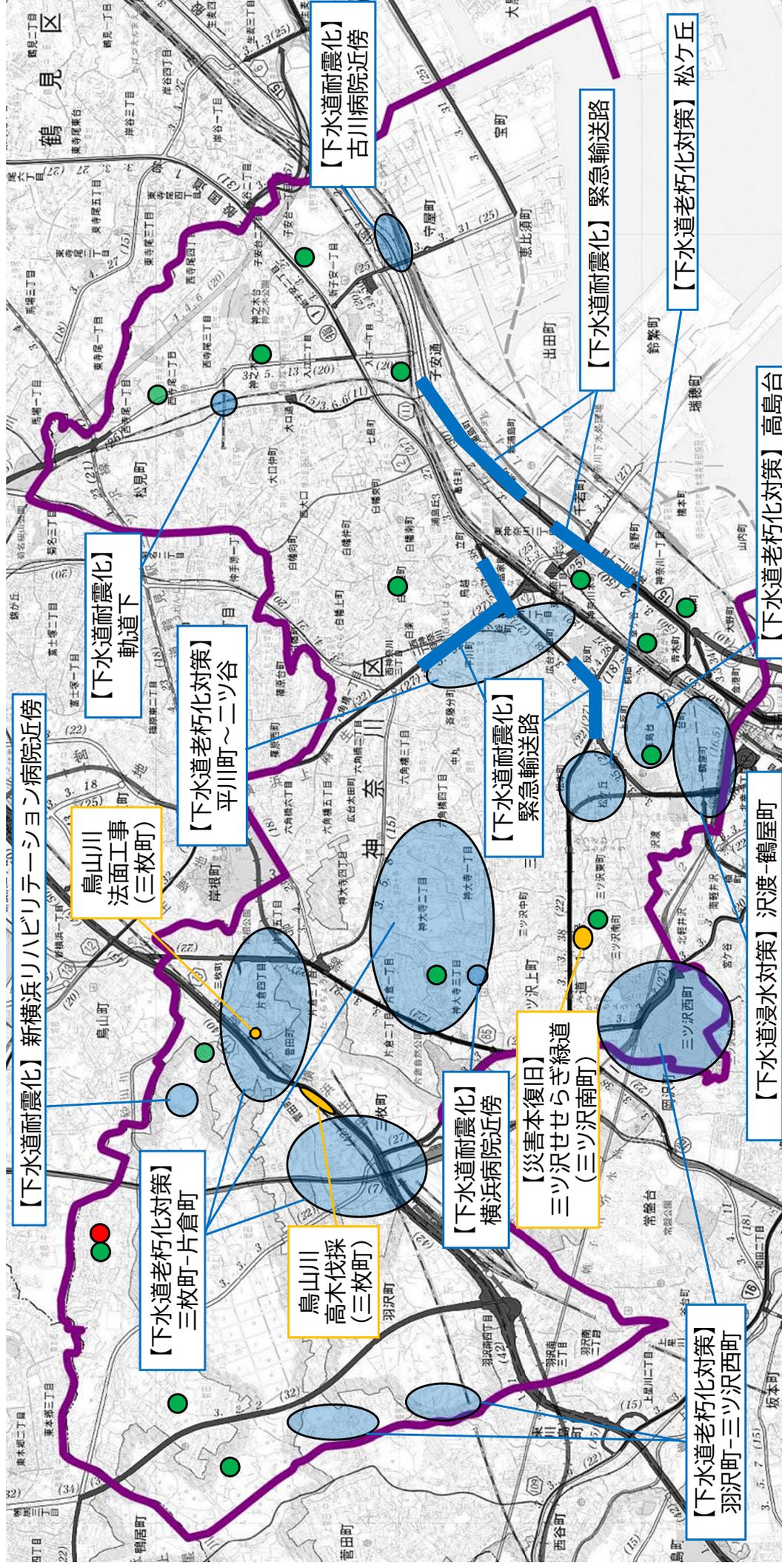
凡 例

	道路修繕
	施設整備
	橋梁・歩道橋修繕

**令和7年度 横浜市神奈川区土木事務所所管
神奈川区 下水道・河川・公園整備 予定箇所図**
※令和7年4月30日時点

問合せ先
神奈川土木事務所 TEL 491-3363

※工事着手時期など、詳細が決まりましたら、土木事務所より関係する自治会・町内会長にご連絡致します。



- 凡 例
- 下水道整備工事
 - 河川工事
 - 公園再整備工事:菅田公園
 - 公園施設改良工事:菅田いど公園、菅田みどりの丘公園、菅田廻三戸公園、西寺尾三丁目第二公園、入江川公園、神大寺中央公園、幸ヶ谷公園、東神奈川公園、神奈川公園、大安寺公園、織茂公園、打越公園、三ツ沢南町公園、三ツ沢西町公園、白幡西町公園、上台町公園

【下水道耐震化】新横浜リハビリテーション病院近傍

【下水道耐震化】
軌道下

【下水道老朽化対策】
平川町～三ツ谷

【下水道耐震化】
鳥山川
法面工事
(三枚町)

【下水道老朽化対策】
三枚町-片倉町

【下水道老朽化対策】
鳥山川
高木伐採
(三枚町)

【下水道耐震化】
横浜病院近傍

【災害本復旧】
三ツ沢せせらぎ緑道
(三ツ沢南町)

【下水道耐震化】
緊急輸送路

【下水道耐震化】
古川病院近傍

【下水道耐震化】緊急輸送路

【下水道老朽化対策】
羽沢町-三ツ沢西町

【下水道老朽化対策】高島台

【下水道浸水対策】沢渡-鶴屋町

【下水道老朽化対策】松ヶ丘

令和7年度

神奈川区

防災アドバイザー講演会



横浜市建築士事務所協会の建築士が
区内の自治会町内会に出向き、
住宅の防災対策等について、
講演を実施します！

【申込期間】

令和7年

6月1日(日)から

令和8年

1月31日(土)まで

💡 令和6年度の主な相談内容 💡



戸建住宅の耐震化について知りたい

マンションの震災対策について聞きたい

家具の転倒防止対策を教えてください

ブロック塀の安全対策について確認したい

その他の防災対策や支援制度も知りたい

講演会で建築士がアドバイスをを行います！

※耐震診断を行うことはできません



【対象団体】 神奈川区内の自治会町内会等の防災組織

※ 定数（10団体）に到達次第、事業を終了します。

【申込方法】 希望する日程の1か月前までに以下の二次元コード

（横浜市電子申請システム）よりお申込をお願いします。

※ 横浜市電子申請システムが利用できない場合は、電話、窓口等でお受けします。（平日8時45分～17時00分のみ）

【申込期間】 令和7年6月1日（日）～令和8年1月31日（土）

【問合せ先】 神奈川区役所総務課防災担当

電話 : 045-411-7004

FAX : 045-324-5904

E-mail : kg-bousai@city.yokohama.lg.jp

【申込フォーム】



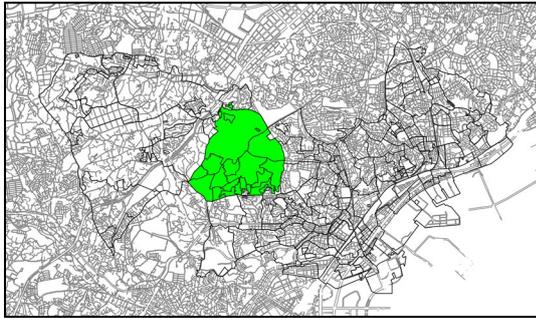
官民連携による空家化予防を目的とした協定について

神奈川区区政推進課とスタートライン株式会社は、「片倉・神大寺地区」で空家化を予防するための取り組みをモデル的に行う協定を締結し、令和6年度に試行してきました。

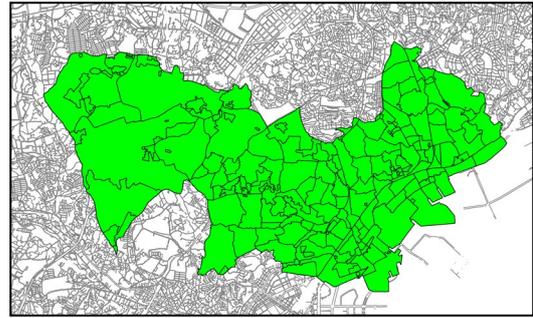
試行結果を踏まえ、対象範囲を神奈川区全域へと拡大し、令和7年4月1日付で協定を更新しました。

今後、協定に基づき区内各地域でスタートライン株式会社が活動しますのでご承知おきください。

また、今後、区役所から区連会を通じて地域の掲示板への空家化予防のポスターの掲示等をお願いすることがありますので、その際はご協力をよろしくお願いいたします。



令和6年度活動範囲：片倉、神大寺地区



令和7年度：神奈川区全域

●令和6年度の活動内容、成果●

活動内容	成果
★地区センター等での空家化予防セミナー 計5回	★計9組の方から相談あり（残念ながら片倉、神大寺の地域外）、うち4件解決
★チラシ配布、個別口コミでの空家化予防の周知	★周知継続による相談数の増加を確認

●区内全域で予定している活動の例●

★空家化予防セミナー★

場所： 神奈川区内の地区センター、地域ケアプラザ等

対象者： 「神奈川区にある空家、空家になりそうな建物」の所有者や今後所有者になりそうな方

内容： 我が家を空家にしないためにできること、建物相続時の注意点等の紹介

時期： 6月以降、各月1回程度、今後各施設と調整予定

★広告媒体等を利用した広範囲への空家化予防の重要性の認知の向上★

タウンニュース、広報よこはまへの掲載、ポスターの掲示、チラシのポスティングなど

★地道な口コミによる空家化予防の重要性の認知の向上★

福祉施設等を中心に、訪問しての職員や利用者への啓発

★空家にしないための個別相談★

持っている空家をなんとかしたいとぼんやり考えている方や、今後相続するであろう実家をどうするか悩んでいる方との面談・専門家の紹介

※区が結んだ協定のため、相談の対象は区内の建物に限定させていただきます

あなたのご意見・アイデアで 神奈川区をもっと良くしませんか?

神奈川区は、2027年に区制100周年を迎えます!

お住まいの神奈川区について、「こんなまちになったらいいな」「こんなことができたらいいな」というようなことをデジタルプラットフォーム「Surfvote」にご投稿ください! 今後の施策や事業の参考にさせていただきます。

参加はこちらから **アクセス**

「Surfvote」では他の投稿者の意見を見て、ご自身の意見を考えることができます。



※ 意見投稿する際の注意事項 ※

意見投稿は、事前にユーザー登録をして、ログインする必要があります。

サイト内の「利用規約」を確認・同意のうえで、ご参加ください。

同様の意見募集は横浜市全区で実施中です。他区在住の方もこちらからアクセスしてください。

意見募集期間

2025 **6.11** (水) 10:00 ~ **7.10** (木) 23:59

お問合せ

▶ 区役所での意見募集について
横浜市 市民局区連絡調整課

Tel : 045-671-2088 Fax : 045-664-5295

▶ 意見募集プラットフォームについて
横浜市 市民局広聴相談課

Tel : 045-671-2335 Fax : 045-212-0911

▶ 区役所の事業について
神奈川区役所 区政推進課

Tel : 045-411-7021 Fax : 045-314-8890



令和7年5月吉日

自治会町内会長 様

神奈川区民協議会 代表委員 岐部 文明

令和7年の「区民のつどい」の開催について（依頼）

立夏の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃から、神奈川区民協議会の活動に対してご協力をいただき、誠にありがとうございます。ごいいます。

このたび、「区民のつどい」を6月28日（土）13時から神奈川公会堂にて開催します。今回は、第21期区民協議会の各部会の活動の成果の発表とこれまでの区民協議会のこれまでの50年間の活動の振り返りを行います。

各自治会町内会から、例年通り多数お誘い合わせのうえ、ご参加いただきますようよろしくお願いいたします。

<区民のつどい>

- 1 日 時 令和7年6月28日（土） 13時から15時30分（12時30分開場）
- 2 場 所 神奈川公会堂（富家町1-3）
- 3 内 容 第21期神奈川区民協議会活動の成果発表
（1）区民協議会のこれまでの50年間のあゆみ
（2）なまずの会
～15年間の活動の記録・防災マップのつくり方～
（3）ごみと環境の会 成果発表
～ポイ捨てを中心に考えます～
（4）地域の活性化の会 成果発表
～第21期の活動の成果・関連する過去の部会のあゆみ～
- 4 定 員 先着300人（当日直接会場にお越しください）
※一時保育が必要な方は、5月30日（金）までに、
手話通訳・配慮が必要な方は、6月12日（木）までに、
電話かFAXかEメールで区役所区政推進課へお申込みください。

<配布物および部数>

- 1 区民のつどいのチラシ・参加票
配布部数 各10枚
※参加票をご記入の上、当日会場にお持ちください。

神奈川区民協議会事務局（区政推進課広報相談係内）

担当 大塚・宮城 Tel：411-7021 Fax：314-8890

メール：kg-kusei@city.yokohama.lg.jp

神奈川区民協議会

区民のつどい

～支えあい、助け合うまち、神奈川区～

6月28日 **土** 13時00分～15時30分
(開場12時30分)

プログラム

1. 区民協議会のこれまでの50年間のあゆみ

2. なまずの会 

～15年間の活動の記録・防災マップのつくり方～

3. ごみと環境の会 

～ポイ捨てを中心に考えます～

4. 地域の活性化の会 

～第21期の活動の成果・関連する過去の部会のあゆみ～

会場

神奈川公会堂 (富家町1-3)

※JR東神奈川駅、京急東神奈川駅 徒歩5分 東急東白楽駅 徒歩6分
(駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。)

定員

先着300人 **当日直接会場にお越しください**

【問合せ先】

〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8

神奈川区民協議会事務局 (神奈川区役所区政推進課)

電話:411-7021 FAX:314-8890 メール:kg-kusei@city.yokohama.lg.jp

※一時保育が必要な方は5月30日(金)、手話通訳が必要な方は
6月13日(金)までに電話かFAXかEメールで申込みください

区民のつどい参加票

自治会町内会名 _____

お名前 _____

キリトリ

区民のつどい参加票

自治会町内会名 _____

お名前 _____

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について【情報提供】

1 趣旨

4月1日から申請受付を開始した「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」の案内チラシが完成しましたので、配付します。引き続き、補助金の活用について御検討ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】御承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で情報提供をお願いします。

3 チラシについて

別添のとおり

【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】

- ・活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助
- ・申請期間：令和7年4月1日（火）～9月30日（火）
- ・補助率・補助上限額

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED照明器具 ※1	2/3	60万円
省エネエアコン	2/3	130万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	2/3	200万円 ※2

予算上限に達し次第、
受付を終了します。
申請はお早めをお願いします。

※1 電球形LEDランプのみの交換も対象

※2 いずれかの実施も可。
(ただし、蓄電池は太陽光発電設備との併用に限る)

詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」を御覧ください。
また、横浜市 Web ページでは、申請様式もダウンロードできます。

横浜市 会館脱炭素

検索



(市WEBページ)

補助対象などに関するお問合せ・申請窓口・訪問アドバイザー事前予約

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課（事務委託先）

電話：045-451-7740

受付時間：平日 9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課

担当 佐藤、高橋、笹尾

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734



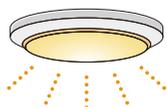
横浜市は 2030 年度までの
温室効果ガス排出量 50%
削減を目指しています

自治会町内会館の 脱炭素化を応援します！

補助率 **2/3**

対象
製品

LED照明器具



補助上限額

60万円

省エネ性能

★★★★☆4.0

- ・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上
- ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合
トップランナー基準達成製品



電球形 LED ランプのみの
交換も対象
(トップランナー基準達成製品)

対象
製品

エアコン



補助上限額

130万円

省エネ性能

★★★☆☆2.4

家庭用

統一省エネラベル省エネ性能
★2.4 以上

業務用

トップランナー基準達成製品

対象
製品

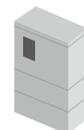
断熱窓など



断熱窓



太陽光
発電設備



蓄電池

補助上限額

合算で **200万円**

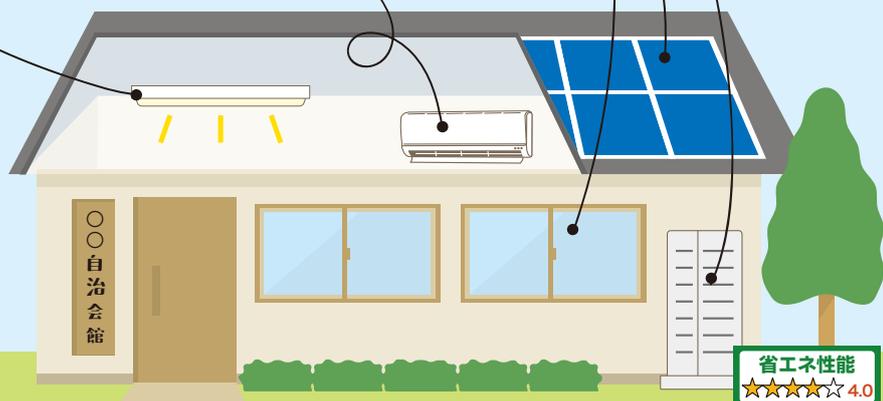
いずれかの実施でも申請ができます。

※断熱窓：会館の状況により、補助基準に合う
製品が見当たらない場合はお問合せください。

対象製品の要件、申請手続き等
の詳細は「**募集案内**」をご確認
ください。



横浜市 会館脱炭素



統一省エネラベル：家電の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示したもの。
星の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。

省エネ性能
★★★★☆4.0

対象団体

会館を所有している※ **自治会町内会** (地区連合町内会を含む)

※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点と
している町内会等も補助対象となる場合があります。
詳しくは募集案内をご確認ください。

申請期限

令和 **7年9月30日** 火 まで

※予算上限に達し次第、申請受付を終了します。

令和7年12月までの整備が対象

導入効果

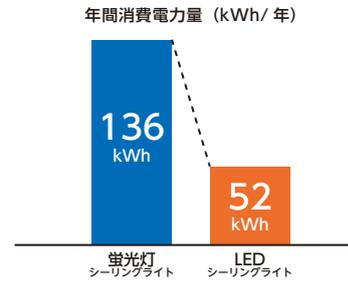
LED 照明器具

年間 CO₂排出量 1台あたり

約 **38kg 削減!**

年間電気代

約 **2,600円 おトク!**



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（蛍光灯シーリングライトの年間消費電力量部分）
※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出
※電力のCO₂排出係数は0.45kg-CO₂/kWhで算出

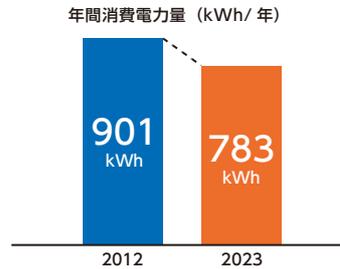
エアコン

年間 CO₂排出量 1台あたり

約 **53kg 削減!**

年間電気代

約 **3,700円 おトク!**



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（2012年製品の年間消費電力量部分）
※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出
※電力のCO₂排出係数は0.45kg-CO₂/kWhで算出

断熱窓

冷暖房費削減効果
(施工前との比較)

年間 CO₂排出量

約 **340kg 削減!**

年間電気代

約 **23,600円 おトク!**



出典：民間事業者が一般公開しているシミュレーションによる
※断熱性能は、リフォームの場合は昭和55年省エネ基準適合レベルでそろえて算出
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出
※電力のCO₂排出係数は0.45kg-CO₂/kWhで算出
※戸建て、窓10枚で算出した数値

※一定条件のもと、住宅での使用を想定したものであり、自治会町内会館の実際の使用状況により、導入効果は異なります。

手続きの流れ

意思決定・書類準備

補助申請

申請方法:

Eメール・郵送・委託先の横浜市住宅供給公社の窓口への持参（予約制）

申請期限:

令和7年9月30日（火）

なお、見積徴収・契約する事業者は横浜市内の事業者である必要があります。「募集案内」を必ずご確認ください。

交付決定

契約・着手

施工業者へ支払

完了報告

令和7年12月26日（金）まで

交付額確定

補助金の請求

補助金の振込

設備導入後、アンケートや普及啓発（セミナー等）の取組に協力いただくことがあります。

申請書提出・問合せ・訪問アドバイザー事前予約

事務委託先 **横浜市住宅供給公社 街づくり事業課**

電話 **045-451-7740**

※おかけ間違いにご注意ください

Eメール yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

受付時間

平日 9:00 ~ 17:00

アドバイザー派遣のご相談

建築士が会館を訪問し、設備導入の際の工事内容、付帯工事の有無、注意点に関するアドバイスを実施（1時間程度）。
相談・訪問にかかる料金は無料です。

- ※ 訪問する建築士は、横浜市が契約をしている事業者です。現地訪問は、調整の上、土・日曜日、祝日も可能。ただし、アドバイザー派遣まで、2週間ほどお時間をいただきます。
- ※ 事前の調整なしに、横浜市の派遣により事業者が訪問することはありません。
- ※ アドバイザーは、特定の事業者を紹介することはできません。

自治会町内会長 様

「自治会町内会アンケート」へのご協力に関する再度のお願い

日頃から、市政へのご協力を賜り、ありがとうございます。

3月の市連会・区連会を通じて標記アンケートへのご協力をお願いしたところですが、回答率が伸び悩んでおります。(5月7日現在:電子申請 890件、郵送等 825件、合計 1,715件 回答率 60.7%) (前回(令和2年度)最終回答率:90.5%)

回答期限につきまして、6月6日(金)まで延長いたしましたので、まだご回答いただいていない自治会町内会長の皆様におかれましては、何卒ご回答にご協力くださいますようお願い申し上げます。(既にご回答済みの場合は、ご対応不要です。)

1 回答期限

令和7年6月6日(金) 【期限を延長しました】

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。アンケートの回答が済んでいない場合は、回答をお願いします。

3 回答方法

(1) または (2) の手順で、電子申請・届出システムから回答するのが、簡単でおすすめです。

(1) スマートフォン等の場合

右の二次元バーコードを読み取り、回答してください。



↑アンケートの
二次元コード

(2) パソコンの場合

「横浜市電子申請・届出システム」トップページの

【申請できる手続き一覧】の「個人向け手続き」をクリック。

キーワード検索で「市民局 自治会 アンケート」で検索、

当該アンケートを選択して回答してください。

【参考 URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/202dbb29-1dc3-4bc9-b377-4ac34075f00e/start>

※横浜市電子申請・届出システム

検索サイトで「横浜市 電子申請」と検索するとアクセスできます。

(3) 郵送の場合

3月の各区配送便でお送りした調査票にご記入の上、同封した返信用封筒で返送してください。

担当 市民局地域活動推進課

電話 045-671-2317

FAX 045-664-0734

Eメール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

鋼管ポール防犯灯の全数点検について

【お知らせ】

市連会 5 月定例会説明資料
令和 7 年 5 月 12 日
市民局 地域防犯支援課

(1) 鋼管ポール防犯灯の全数点検及び撤去への御協力について

横浜市で維持管理している、市内約 2 万灯の全数の鋼管ポール防犯灯の点検調査を行います。

- ・点検スケジュール：令和 7 年 6 月～令和 8 年 1 月
- ・点検業者：株式会社カワデン

横浜市 鋼管ポール調査

発行：横浜市 市民局 地域防犯支援課

- ※ 点検の際、作業員は横浜市の腕章（青）を着用し、証明書を持参します。
- ※ 点検では私有地に立入ることもありますので、予めご承知おきください。
- ※ 点検結果は別途お知らせします。

穴があいていたら即時撤去し、お知らせします。

① 近くに、灯具を設置できる電柱があれば、移設出来ます。

⇒ 移設に関する書類の提出をお願いします。

② 鋼管ポールの建替え等については、別途協議^(*)させていただきます。

* 現在、鋼管ポールを建替える場合は、基礎を大きく（直径 50cm 地中深 1m）する必要があるため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に建替えできない場合もあります。

見守り活動により、劣化したポールを発見した場合は、情報提供をお願いします。



(2) 電線の安全確保について

併せて、市で管理する電線（鋼管ポール同士をつなぐ電線）についても点検します。

- ① 電線に樹木が接触している場合や、草木が絡みついている場合は電線を一時撤去し、お知らせ致します。
- ② 土地所有者や自治会町内会により、樹木や草木の剪定をしていただきましたら、電線を復旧致しますので区の地域振興課までご連絡下さい。



裏面に、「緊急補助金」を活用した地域による灯りの確保について、記載しています。

(3) 地域の防犯力向上緊急補助金を活用した灯り(センサーライト)の設置方法

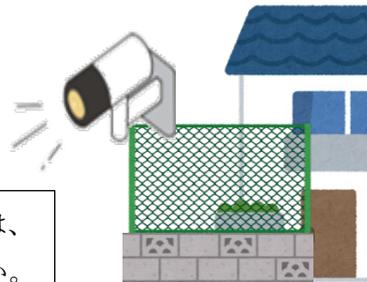
① 設置場所の検討・決定

自治会町内会でどこに設置するかを話し合い、決定します。

設置例: 民家のフェンスやベランダにセンサーライトを設置し、公道を照らす。

注意: 灯具を設置する際には、特に付近にお住まいの方へ、事前に説明し、了承してもらうことが大切です。

取組の参考となる防犯関連サイトは、左下のQRコードからご覧ください。



② 設置許可の取得

設置する場所の土地所有者へ設置許可(占有許可)を取ります。

例: 公道の場合は区土木事務所、私有地の場合は土地所有者等



③ 商品の購入・工事委託

商品を購入(または工事委託)し、自治会町内会宛の領収書をもらいます。



④ 申請書類の提出

受付センターに申請書、領収書を提出します。(10/31期限)



⑤ 決定通知の受領・請求書の提出

申請書類を提出したら、決定通知と共に請求書が自治会町内会へ届きます。

請求書を受付センターに提出します。(12/26期限)



⑥ 補助金の振り込み

請求書に記載の口座に補助金が振り込まれます。

※センサーライト設置後にかかる維持管理費(電気代など)については、地域活動推進費補助金の対象となります。

お問合せ:防犯緊急補助金受付センター(市委託事業者) ☎ 045-550-5125

【参考】 [検索](#) [地域の防犯力向上緊急補助金](#) ※ 申請様式や防犯関連サイトを掲載しています。



<担当>

横浜市市民局地域防犯支援課

電話:045-671-3709 FAX:045-671-0734

E-mail:sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

(鋼管ポール防犯灯全数点検調査に関すること:石橋、伊藤
地域の防犯力向上緊急補助金に関すること :小野寺、早野)

「返金」のはずが「送金」に? 「〇〇ペイで返金します」に注意!

ネット通販で古本を購入し、代金を振り込んだが、「欠品のため、決済アプリで返金する」と連絡があり、指示に従ったところ、1万円を送金させられてしまった。

(相談者：50歳代 男性)

ネット通販の返金手続を案内するふりをして、逆に送金操作をさせる手口が増えていきます。「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑い、その場ではすぐに応じないようにしましょう!

⚠️ トラブル防止のポイント

- ☑ ネット通販を利用する際は、キャンセル、返品、返金のルールなどを確認!
- ☑ 販売業者の所在地や、電話番号を確認!
- ☑ 決済アプリの操作は自分の意思で判断!



～消費生活教室のお知らせ～

【問合せ先】「消費生活教室」担当電話 045-845-5640

令和7年6月16日(月) 13:30～15:00 「ラクで楽しい! 自宅と実家の片付け術」

磯子公会堂 講堂

令和7年6月24日(火) 13:30～15:00 「キッチンから食品ロスを減らす」

瀬谷区役所5階大会議室



横浜市消費生活総合センター

検索

相談事例など暮らしに役立つ情報満載!

消費生活相談電話 045-845-6666 (平日 9:00～18:00 土・日 9:00～16:45)